

平成29年度

ふるさと北区財政白書



平成29年6月

東京都北区



## 「ふるさと北区財政白書」(平成29年度版)の発行に際して

平成29年1月に発表された本年度の政府経済見通しでは、平成29年度の日本経済は、「未来への投資を実現する経済対策」の推進などにより、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれています。しかし、先行きのリスクとして、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動等に留意する必要がある、これらの地方財政への影響が懸念されるところです。

こうした状況のもと、今後も景気の動向を十分注視しながら、健全で持続可能な行財政運営を確立するために、一層の取組みを進めていく必要があります。

ここに、北区の財政状況及び今後の課題をできるだけわかりやすくご理解いただけるよう、平成29年度版財政白書を作成しました。北区を取り巻く財政環境は予断を許さない状況にありますが、自立した基礎自治体として、少子高齢化の進展などをふまえ、区民福祉の維持・向上のために最善を尽くしてまいりますので、区財政の現況をご理解いただき、「ふるさと北区」の更なる発展のためにご協力をお願いいたします。



# 目 次

第1章 北区政の課題	1
1 少子高齢化対策に積極的に取り組み、魅力ある美しいふるさとづくりを進めるために	1
(1) 北区の人口構成	1
(2) 基本姿勢と4つの重点戦略、3つの優先課題	2
第2章 北区財政の現況	3
1 北区の予算の概要	3
2 歳入	5
(1) 歳入の概要	5
(2) 特別区民税等の推移	6
(3) 都区財政調整制度	9
(4) 特別区債の発行状況	11
3 歳出	12
(1) 性質別構成比の推移	12
(2) 義務的経費の状況	13
4 区立施設の良い管理運営のために	16
5 受益者負担の考え方	18
6 財源の確保、的確な基金の運用をめざして	19
第3章 財政収支の現状	20
1 財政収支の現状	20
2 北区の貸借対照表（バランスシート）（平成27年度）	21
(1) 普通会計貸借対照表（バランスシート）	21
(2) 連結貸借対照表（バランスシート）	21
3 北区の財政健全化判断比率の状況（平成27年度）	22
4 平成27年度決算財政比較分析表	23
第4章 区民福祉の向上のために……北区の取り組むべきこと	24
1 平成29年度予算編成方針	24
2 平成29年度当初予算の特徴と重点分野	24
(1) 予算の特徴	24
(2) 3つの優先課題などへの取り組み	25
(3) 計画的な財政運営（歳入の確保と歳出の見直し）	28
3 地方消費税率引上げ分の社会保障施策の取り組み	28
4 終わりに	28
コ ラ ム	29
1 都市計画交付金について	30
2 消費税率引上げと税制改正による区財政への影響について	32
3 新たな公会計制度の導入について	35

参 考 編	36
1 主な財政指標	37
(1) 人口の推移	37
(2) 納税義務者の推移	37
(3) 普通会計決算の推移	38
(4) 形式収支（普通会計）	38
(5) 実質収支（普通会計）	38
(6) 実質収支比率（普通会計）	38
(7) 実質的な収支額	38
(8) 実質単年度収支（普通会計）	39
(9) 経常収支比率	39
(10) 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）構成比の推移（普通会計）	39
(11) 公債費負担比率	40
(12) 主要5基金取崩し状況	40
(13) 主要5基金残高の推移	40
(14) 北区財務年表	41
2 都区財政調整関連指標（北区）	42
(1) 特別区交付金の推移	42
(2) 基準財政需要額と基準財政収入額	42
3 主要事業分析	43

# 第1章 北区政の課題

## 1 少子高齢化対策に積極的に取り組み、魅力ある美しいふるさとづくりを進めるために

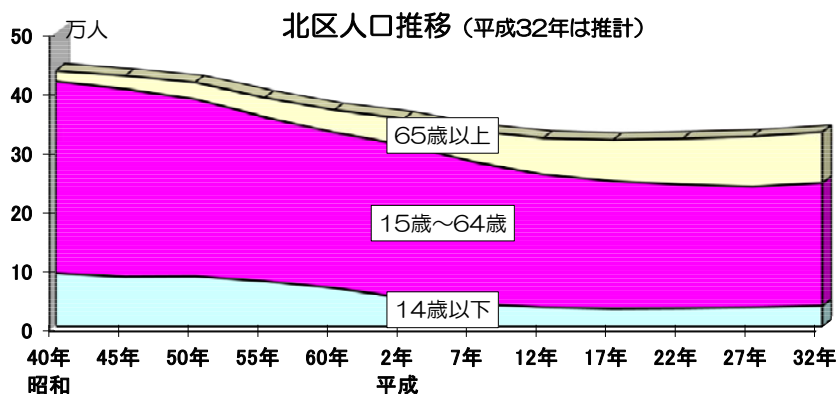
5年に1度行われる国勢調査によれば、北区の総人口は、昭和40年の約45万2千人をピークに減少傾向が続き、平成12年には約32万7千人まで減少しましたが、平成17年に40年ぶりに増加に転じて以降、平成27年まで引き続き増加しています。

また、平成29年1月1日現在の住民基本台帳人口では、北区の高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は25.4%で、23区で最も高くなっています。

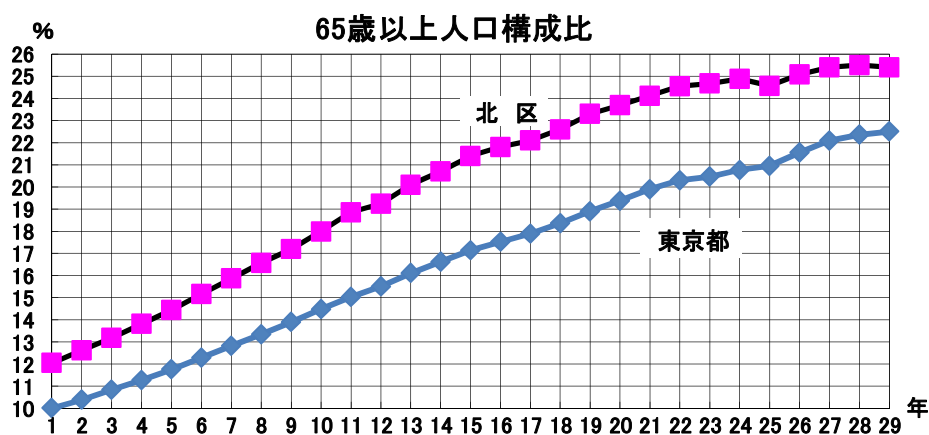
### (1) 北区の人口構成

(参考編P37)

住民基本台帳人口は、平成29年1月1日現在で34万5,149人となり、前年比で3,897人増加し5年連続の増加となりました。世代別に見ても、年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の全ての世代において引き続き増加しました。高齢化率は前年比で0.1ポイント下がったものの、引き続き東京都平均を上回る高い割合で推移しています。



各年1月1日現在の住民基本台帳人口（外国人を除く）、平成32年は『北区行政資料集（平成28年9月発行）』より



各年1月1日現在の住民基本台帳人口（平成25年以降は外国人口を含む）

### (参考) 国勢調査人口

年	人口（人）			世帯
	総数	男	女	
平成12年	326,764	161,957	164,807	153,066
平成17年	330,412	163,962	166,450	162,104
平成22年	335,544	166,104	169,440	172,568
平成27年	341,076	169,829	171,247	178,379

## (2) 基本姿勢と4つの重点戦略、3つの優先課題

北区は、区最大の課題である少子高齢化対策に積極的に取り組み、魅力ある美しいふるさとづくりを進めるべく、「区民とともに」の基本姿勢のもと、北区基本計画2015に基づき、「子ども」・かがやき戦略、「元気」・いきいき戦略、「花\*みどり」・やすらぎ戦略、「安全・安心」・快適戦略の4つを推進しています。

平成29年度の予算は、国の経済情勢の先行きが不透明な状況においても、区政が直面している多くの重要課題に対して、積極的な取り組みを進めるため、「北区基本計画2015」に基づく2つの最重要課題と3つの優先課題を中心に、「北区中期計画（平成29年度～31年度）」を踏まえた、新たな事業の構築やレベルアップを図りました。特に、保育所待機児童解消、十条駅、王子駅周辺をはじめとした本格化するまちづくりの一層の推進、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた事前キャンプ誘致や外国人旅行者のための環境整備などに積極的に取り組み、「北区版総合戦略」に掲げる北区の個性や魅力を内外に発信するための施策の充実も行いました。

平成29年度は、新庁舎建設に向けて、新たな一歩を踏み出します。そして、区民の誰もが地域への愛着を持つことができる「人が輝く、まちが輝く、未来が輝く ふるさと北区」づくりを目指し、未来に向け着実な歩みを進める予算としています。

### 3つの優先課題

平成29年度の主な事業

#### 「地震・水害に強い安全・安心なまちづくりに全力」

- 「いのち」をつなぐライフラインの確保～給水車の配備～
- 感震ブレーカーの設置推進
- がけ・擁壁等の安全・安心支援事業

#### 「長生きするなら北区が一番」

- いきいき生活援助サービスの開始
- 安否確認センサの設置・推進
- スマホアプリやワンコインで生活習慣病予防

#### 「子育てするなら北区が一番」

- 保育所待機児童解消
- 産後ショートステイ事業の開始
- (仮称) ひとり親家庭等相談コーナーの設置
- 計画的な学校改築の推進

#### 「まちづくりの一層の推進」

- 十条駅・王子駅周辺のまちづくりの推進
- 鉄道駅のバリアフリー化と安全対策

#### 「東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて」

- 「トップアスリートのまち・北区」の推進
- 外国人観光客への北区らしいおもてなし

#### 「北区版総合戦略」の実現に向けて

- 女性の活躍を推進
- コミュニティビジネスによる起業促進
- 東京北区観光協会への支援

#### その他

- 国際化を見据えたグローバル人材の育成



## 第2章 北区財政の現況

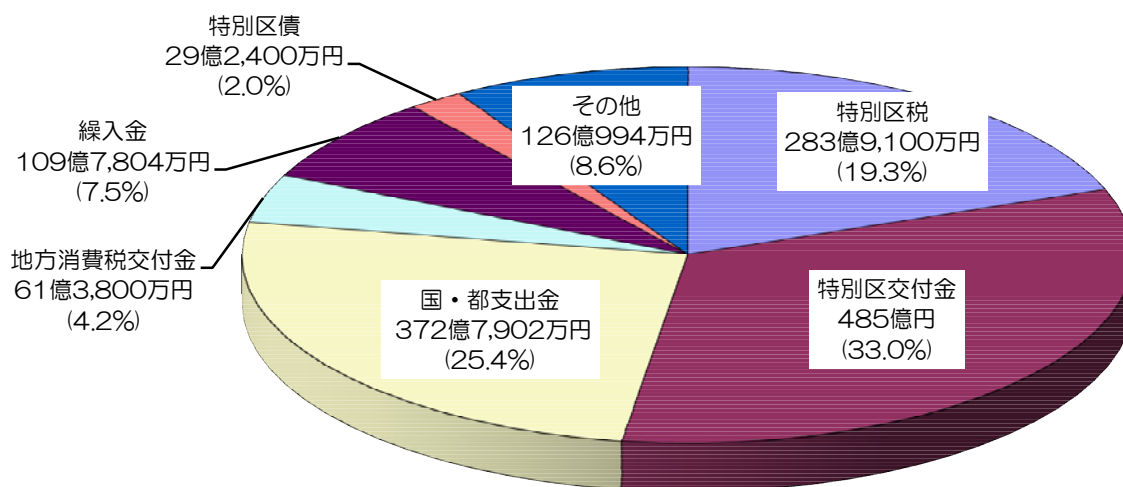
### 1 北区の予算の概要 (歳入)

歳入の中で、最も割合の高いものは特別区交付金（都区財政調整交付金）の33.0%で、特別区税の19.3%と合わせて全体の約5割を占めています。

特別区交付金の主要財源である市町村民税法人分は、企業収益の減少などから減収となる見込みであり、特別区交付金は前年度に比べ減収を見込んでいます。

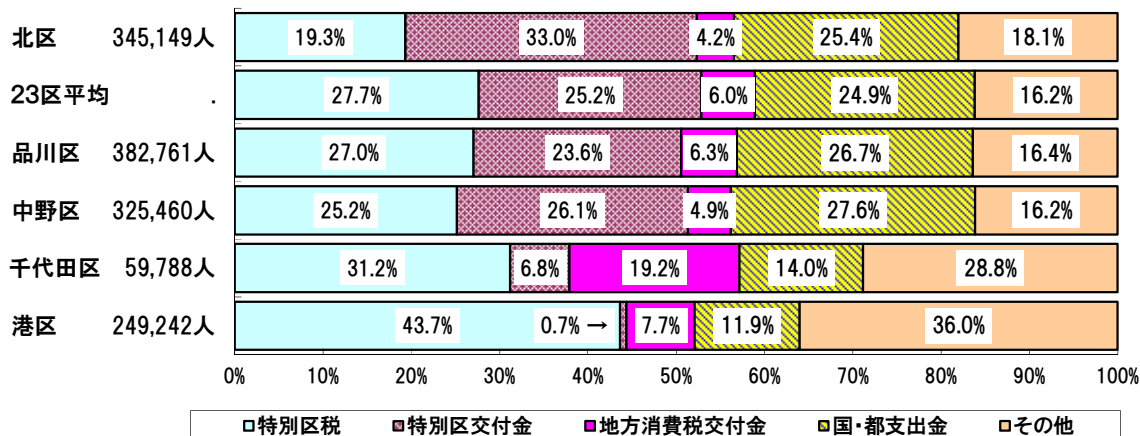
#### 平成29年度 一般会計当初予算（歳入）

予算額 1,468億2,000万円



23区平均と比較すると、特別区税の割合が低く、特別区交付金に対する依存度が高いことがわかります。同程度の人口規模の品川区や中野区と比較した場合、歳入構成の違いが見とれます。千代田区や港区のような都心区と比較した場合には、その違いがさらに明確になります。

#### 平成29年度一般会計当初予算



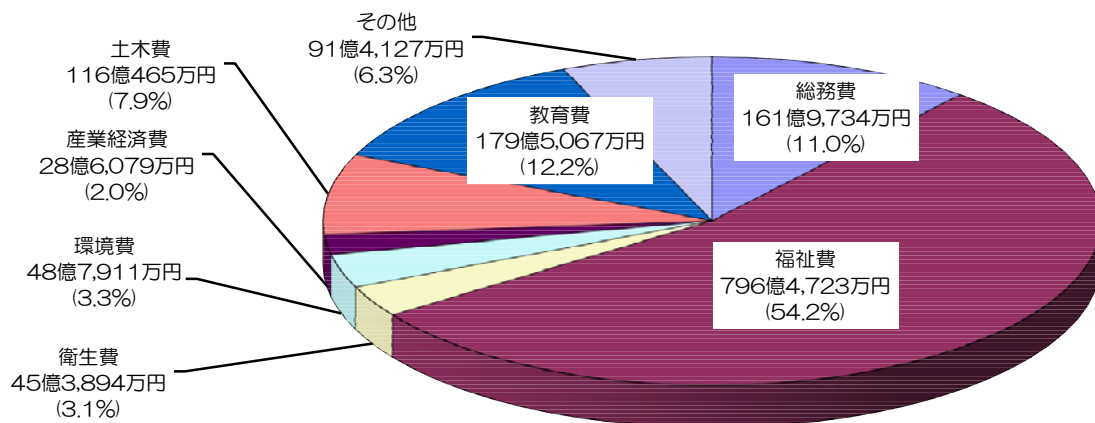
※区名の横にある人数は、各区の平成29年1月1日現在の総人口（住民基本台帳人口）です。

## (歳出)

一般会計の予算規模は、1,468億2,000万円で、前年度に比べ1.4%の減となっています。歳出の中で最も割合の高いものは福祉費で、保育所の定員拡大に伴う私立保育所委託費の増などにより増額となり、予算規模の50%を超える構成比になっています。次に割合の高いものが教育費で、学校改築事業費の増などにより増額となっています。また、総務費は、赤羽体育館建設事業費の減などにより、土木費は(仮称)滝野川三丁目公園用地取得費の減などにより、大幅な減額となっています。

### 平成29年度 一般会計当初予算 (目的別歳出)

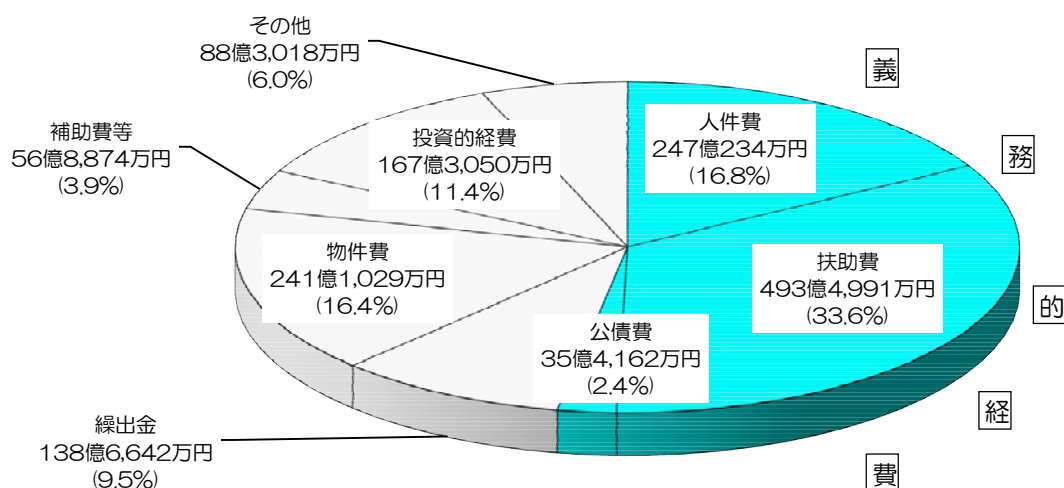
予算額 1,468億2,000万円



歳出を性質別にみると、義務的経費が全体の52.8%を占めています。また実質的な義務的経費である、医療・介護保険等に係わる特別会計への繰出金を加えると、62.3%になります。

### 平成29年度 一般会計当初予算 (性質別歳出)

予算額 1,468億2,000万円



義務的経費とは、法令の規定あるいはその性質上、支出が義務付けられており、任意に削減できないもので、人件費、扶助費、公債費の合計をいいます。この割合が高くなると、他の経費に充てる財源の余裕がなくなるため、財政構造が硬直化し、財政の弾力性が失われます。

## 2 歳入

### (1) 歳入の概要

歳入総額のうち一般財源が占める割合は60%前後、自主財源が占める割合は30%台で推移しており、23区平均よりも低い水準となっています。安定した財政運営のため、特別区税等の収納対策の強化などにより、一般財源・自主財源の確保に引き続き取り組んでいく必要があります。

#### ○一般財源と特定財源

歳入を用途の制約から分類した場合、「一般財源」と「特定財源」に分けられます。

一般財源は用途が制約されず、どのような経費にも使用できるもので、特別区税や特別区交付金、地方消費税交付金などが該当します。特定財源は一般財源とは異なり用途が特定されているもので、国・都支出金などが該当します。

平成27年度決算における北区の一般財源比率は60.1%となっており、23区の平均である63.9%と比較すると一般財源の割合が低くなっています。

一般財源の割合が高いほど、円滑な財政運営が可能となり、多様な行政需要に対応ができることから、一般財源の確保に努めていく必要があります。

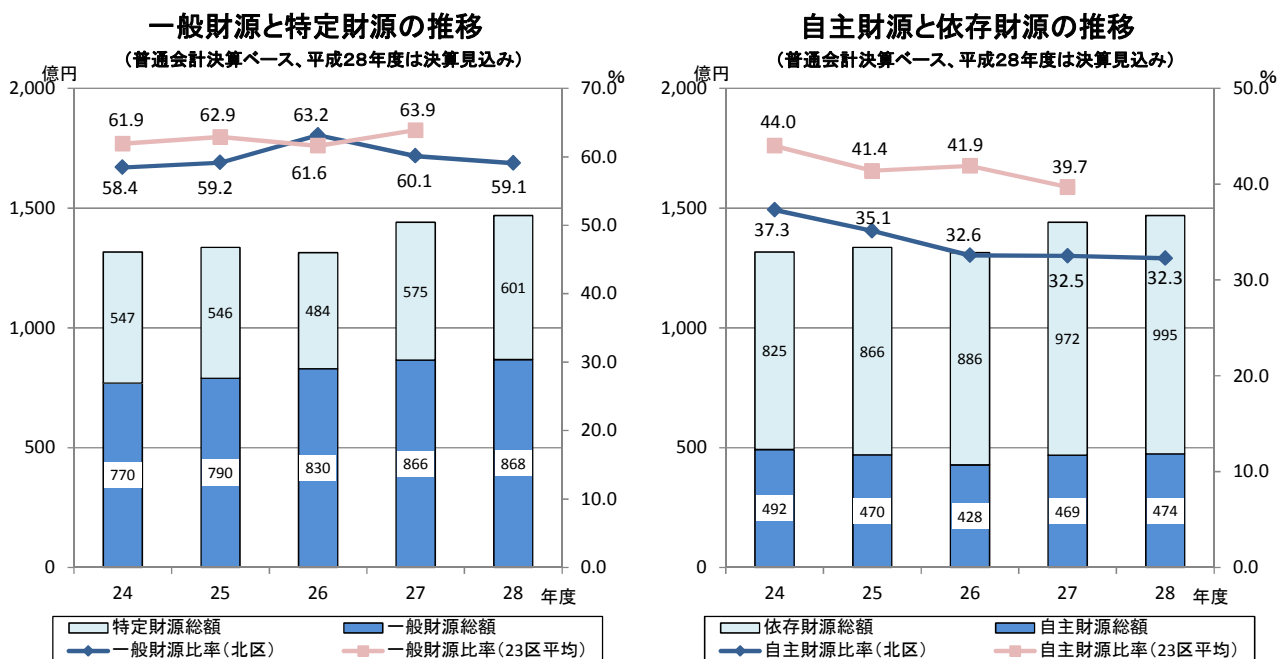
#### ○自主財源と依存財源

歳入を収入源から分類した場合、「自主財源」と「依存財源」に分けられます。

自主財源は自治体が自らの権限により調達できるもので、特別区税や使用料及び手数料などが該当します。一方、依存財源は収入源を国や都などに依存しているもので、特別区交付金、国・都支出金などが該当します。

平成27年度決算における北区の自主財源比率は32.5%となっており、23区の平均である39.7%と比較しても、低い水準となっています。

自主財源の割合が高いほど、財政運営の自主性と安定性が高まることから、自主財源の確保に取り組んでいく必要があります。



普通会計とは・・・

地方公共団体間の比較や時系列比較が可能となるように地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分です。

## (2) 特別区民税等の推移

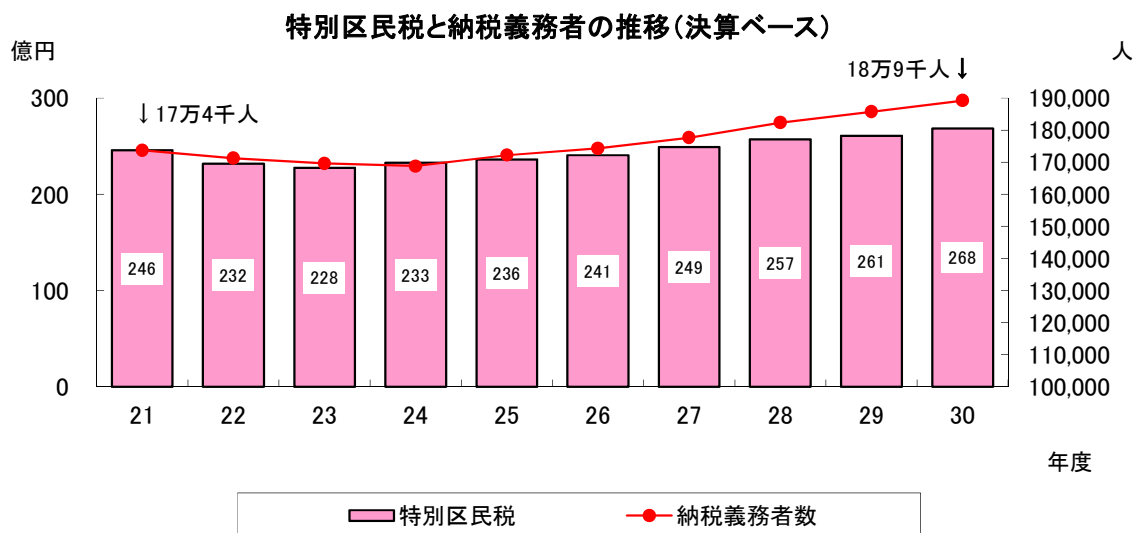
特別区民税は、リーマンショックを始めとする景気の悪化などにより平成22年度から大きく落ち込みました。平成24年度以降は緩やかな景気回復を受け増収傾向が続いていますが、少子高齢化が進展する現状を考えると、今後も大幅な伸びを期待することは難しい状況にあります。また、特別区民税や国民健康保険料の収納率は区の一般財源に大きく影響するため、財源確保及び公平性の観点から、収納対策を一層充実し、更なる向上を図る必要があります。

### ○特別区民税の現状と将来推計

(参考編P37)

特別区民税は、三位一体改革による税源移譲や定率減税の廃止などにより、平成21年度まで増収傾向が続いていましたが、平成22年度・平成23年度は、景気悪化の影響などにより減収となりました。平成24年度以降は緩やかな景気回復を受けて増収に転じ、平成28年度は近年で最多となりました。

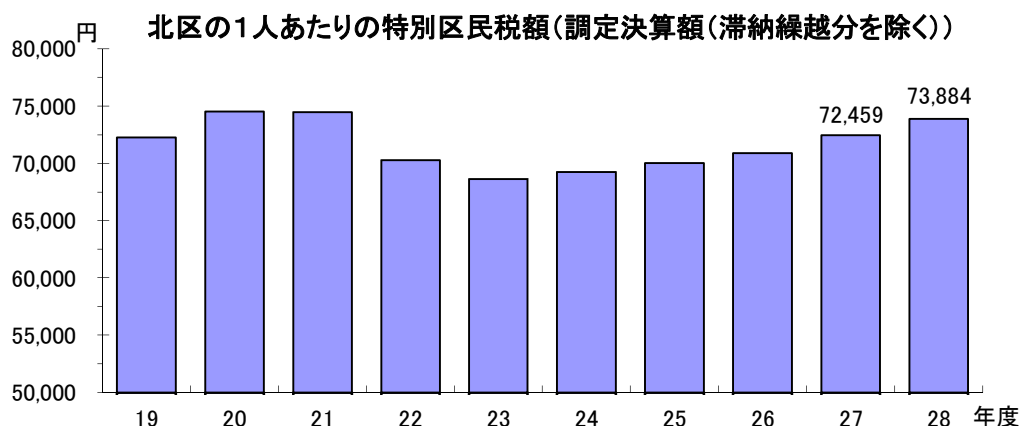
今後の見込みとしては、平成29年度は、東京都内の給与支払総額の実績や納税義務者数の増加などを踏まえ、前年の区内総所得金額の伸びを2.5%として約4億円の増収を見込み、平成30年度は「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成29年1月20日閣議決定）」において名目経済成長率を2.5%程度と見込んでいることを参考に、約7億円の増収を見込んでいます。



※平成29年度は予算額、平成30年度は推計値

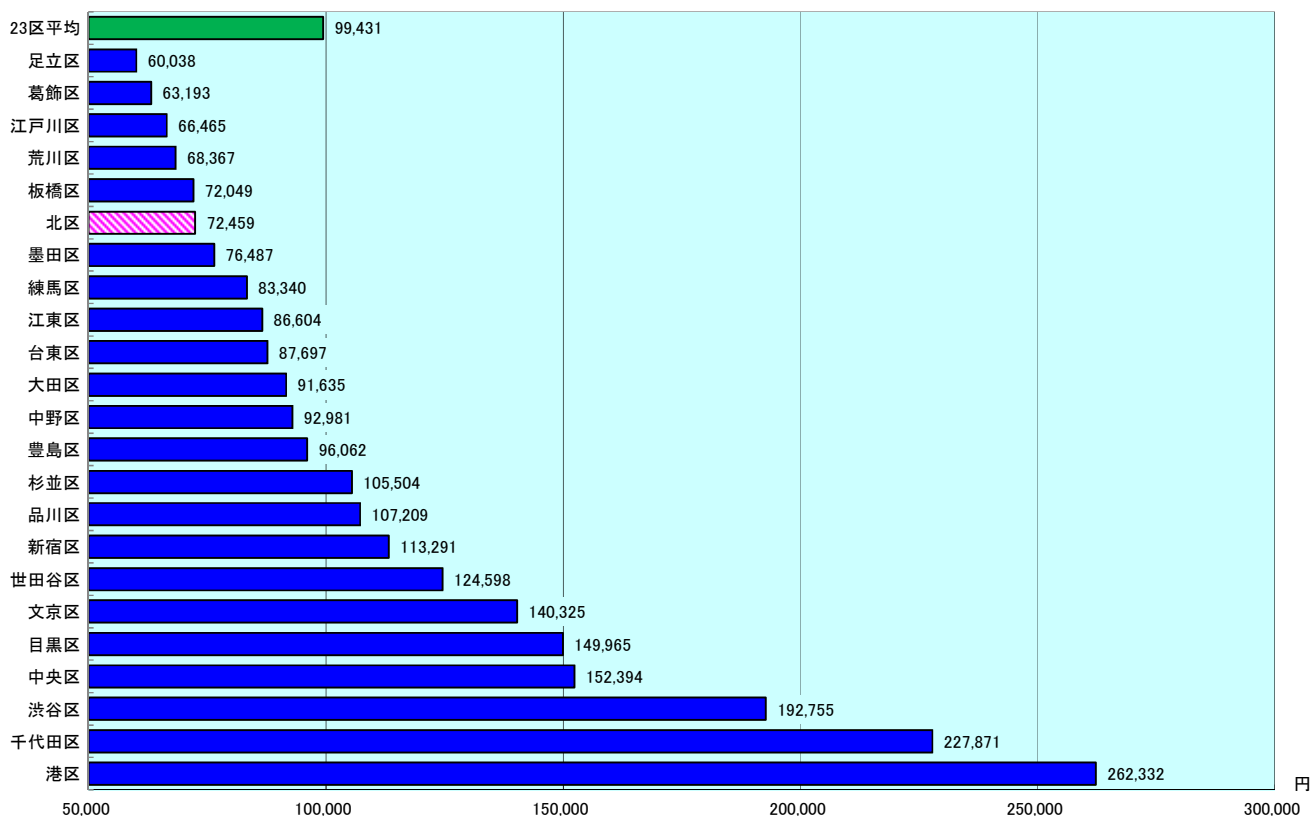
## ○区民1人あたりの特別区民税額

平成27年度調定額をもとに、1人あたりの特別区民税額を23区で比較すると、北区は18番目と低い水準になっています。なお、トップは港区で、北区の約3.6倍です。



※人口は、4月1日を基準とし、外国人人口を含みます。

## 1人あたりの特別区民税額(平成27年度調定決算額)



## ○特別区民税、国民健康保険料等の主な未収入状況

平成27年度決算(単位:千円)

	特別区民税	国民健康保険料	保育料(区立)	区営住宅使用料
収入未済額	968,524	2,523,380	18,229	2,011
収入未済率	3.7%	21.6%	1.8%	1.0%

## ○特別区民税・国民健康保険料収納率の推移

特別区民税の現年課税分の収納率は、平成21年度まで低下傾向にありましたが、平成22年度から上昇に転じ、平成28年度は前年度と比較して、約0.4ポイントの増加となりました。一方、国民健康保険料の現年分の収納率は、平成20年度に後期高齢者医療制度が始まったことによる影響などにより大きく落ち込みましたが、平成21年度から上昇傾向にあり、平成28年度は前年度と比較して約0.1ポイントの増加となりました。

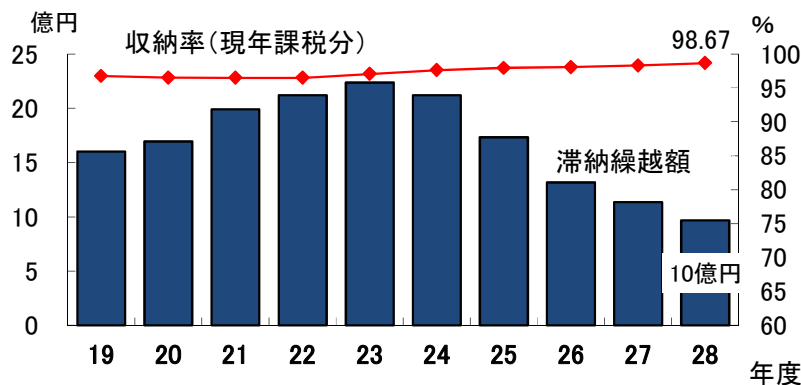
特別区民税の滞納繰越額は、景気の悪化などにより平成19年度から毎年増加していましたが、近年の休日納付相談や納付案内センターの充実など収納対策の強化により、平成24年度から減少に転じ、平成28年度は5年連続の減少となりました。

### ◇特別区民税収納率の推移

(単位：%)

年 度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
現年課税	96.75	96.51	96.50	96.51	97.05	97.63	97.96	98.07	98.29	98.67
滞納繰越	30.16	24.74	25.24	26.27	26.27	34.38	34.49	38.42	43.56	47.64

特別区民税収納率と滞納繰越額の推移(決算ベース)



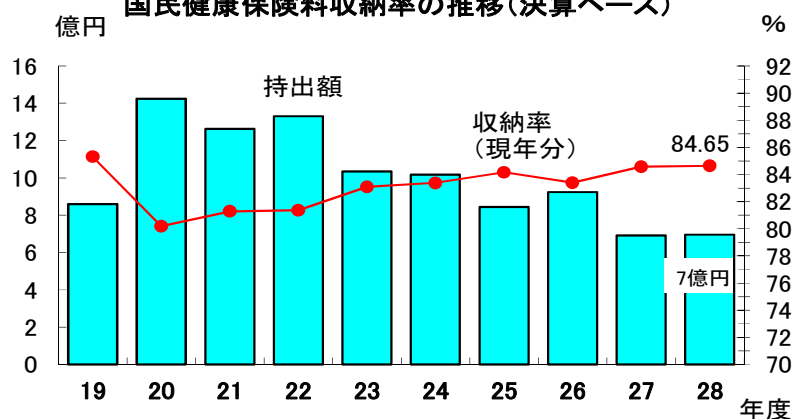
### ◇国民健康保険料収納率の推移

(単位：%、百万円)

年 度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
現 年	85.31	80.19	81.28	81.37	83.09	83.38	84.17	83.40	84.58	84.65
滞納繰越	28.36	19.75	23.11	20.57	27.29	26.75	30.95	30.45	34.45	33.85
※持出額	860	1,425	1,263	1,331	1,036	1,019	844	924	691	696

※持出額…都区財政調整制度との関係で、国民健康保険料の収納率が、現年分91%、滞納繰越分が38%に満たない場合は、その不足分を区の一般財源から持ち出して補てんすることになります。

国民健康保険料収納率の推移(決算ベース)



### (3) 都区財政調整制度

(参考編P42)

都と特別区との間には、「都区制度」という大都市制度が適用され、行政上の特例やそれに伴う税制上の特例が地方自治法及び地方税法等に定められています。都区財政調整は、都区制度の適用を前提とした都と特別区及び特別区相互間の財源を調整する制度です。東京都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、また特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金（以下、特別区交付金）が東京都から交付されています。北区は特別区交付金に対する依存度が高く、交付金の増減は財政運営に大きな影響を及ぼすため、景気の動向などに注意する必要があります。

#### ○都区財政調整制度の仕組み

標準的な施策に要する経費を積算した需要額（基準財政需要額）と、標準的な収入額（基準財政収入額）を比べ、需要額が収入額を上回る場合、その差額が交付されるシステムです。その財源は、調整三税（市町村民税法人分・固定資産税・特別土地保有税）に一定割合（調整率＝特別区への配分割合）を乗じた額となります。調整三税は本来、市町村税ですが、特別区では東京都が賦課徴収しており、都と特別区の共有財源となります。

平成12年4月から都区制度改革による新たな都区財政調整制度がスタートし、昭和51年度以降44%に固定されていた調整率が清掃事業の移管等により52%に変更となり、さらに平成19年度より三位一体改革の影響に係る配分率の変更等で55%となりました。

一方、基準財政収入額の計算も平成12年度からは当該年度の収入額を用いる方法から、過去3年間の決算額の平均数値を用いる方法へと変更となり、さらに交付額が算定上必要な額に満たないときに、東京都の一般会計から借り入れる総額補てん主義は納付金制度とともに廃止されました。

#### ○平成28年度及び平成29年度都区財政調整について

平成28年度都区財政調整では、市町村民税法人分が一部国税化の影響により減となるものの、固定資産税が増となることから、交付金総額で前年度と比べて約13億円、0.1%の増となり、2年ぶりの増加となりました。再調整では、当初算定時の算定残約211億円が、調整三税の増収により約327億円となり、財政健全化対策経費を算定するなど、普通交付金を約319億円増額し、約8億円については特別交付金に加算することとなりました。

平成29年度都区財政調整では、市町村民税法人分の減収により、交付金総額で前年度と比べて約228億円、2.3%の減となり、2年ぶりの減少となりました。

基準財政需要額の経常的経費では、待機児童解消緊急対策対応経費を臨時的に算定したほか、公設民営保育所の委託料などの算定充実、区営住宅維持管理費の見直し等を行い、0.9%の増となりました。

また投資的経費においては、工事単価の上昇分を臨時的に算定する一方、臨時的改築工事費の算定を終了したこと等により、20.7%の減となっています。

## ○都区財政調整協議における今後の課題

平成12年の都区制度改革によって、都区財政調整制度は特別区の自主性及び自律性を高める観点から見直しが行われ、法律上の財源保障制度として明確に位置づけられました。

しかしながら、毎年度の都区財政調整に関する協議においては、特別区相互間で自主・自律的に調整を行った結果が十分に反映されないなど、改革の趣旨に沿った運用がなされていない状況にあります。

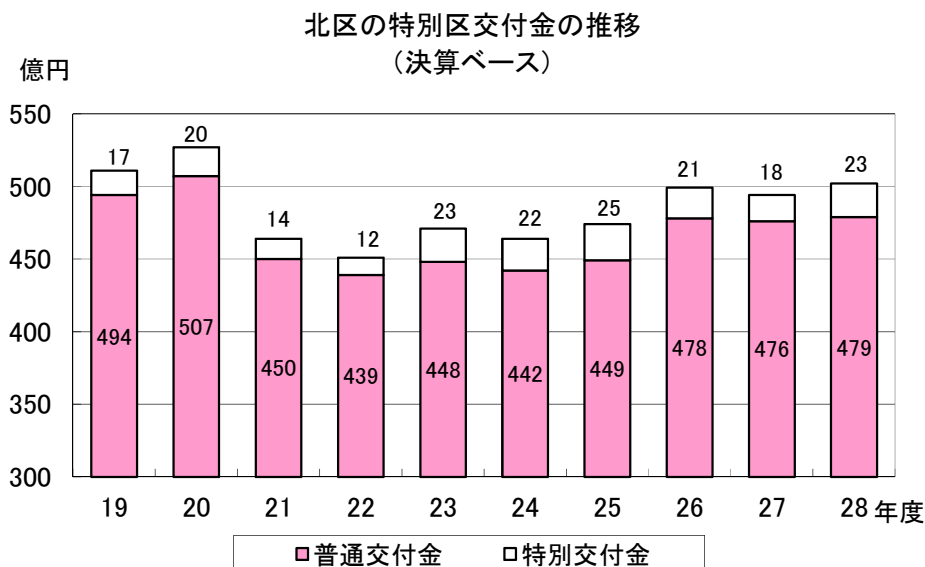
一方で、調整三税のひとつである市町村民税法人分がすでに一部国税化され、特別区交付金の原資が減少しており、また今後さらなる国税化が予定されていることや、海外経済の不確実性による影響など、今後も厳しい財源状況が続くと見込まれます。

自主・自律的な区間調整の実現と、各区の自主性が担保される算定方法に改めていくために、都区双方の真摯な協議を進めていく必要があります。

## ○平成29年度都区財政調整協議における今後の課題（個別検討項目）

特別交付金	透明性、公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%を基本に見直す方向で検討する。
減収対策のあり方	一般の市町村が採りうる減収対策に見合う対策が講じられるよう検討する。
都市計画交付金のあり方	全ての都市計画事業を交付対象にするとともに、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合うよう、交付金規模の拡大を図るよう検討する。

## ○特別区交付金の推移

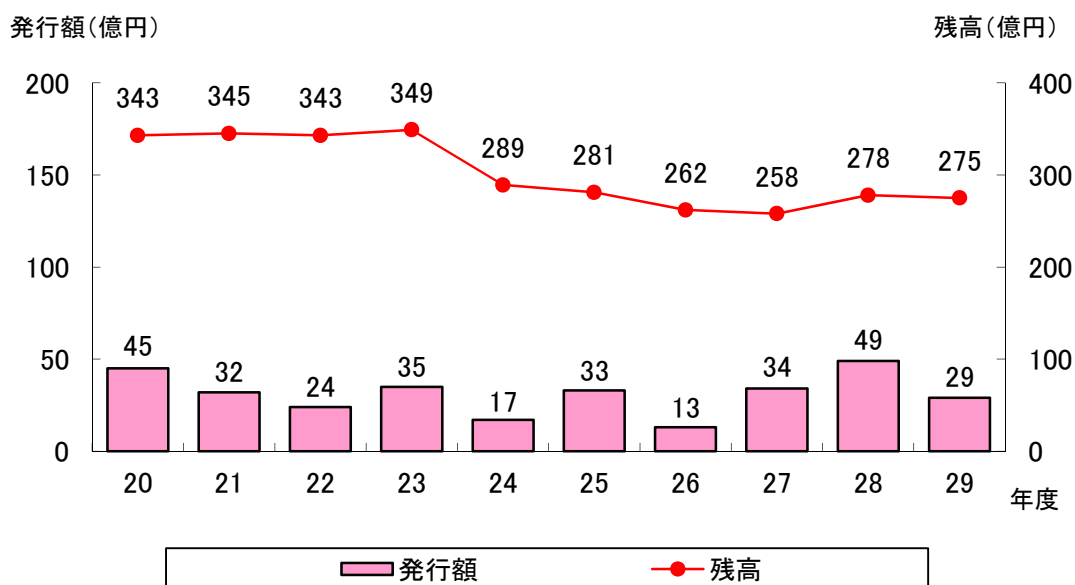




#### (4) 特別区債の発行状況

特別区債とは、将来の区民にも負担を求めるとともに、財源の年度間調整を図るため、区の財産となる土地の購入や公共施設の建設など、一時的に多額の資金を必要とする場合に、政府や民間金融機関から借り入れる長期借入金をいいます。平成28年度末の特別区債残高は約278億円で、区民1人あたりに換算すると約8万円の借入となっています。

特別区債発行額と残額の推移(決算ベース、平成29年度は予算)



北区では、学校改築や公園整備などの公共施設の整備等に伴い、特別区債を発行してきました。平成28年度には区営住宅用地取得、区営シルバーピア用地取得、社会体育施設建設などのため、約49億円の起債を行いました。平成29年度は、道路整備、学校改築で約29億円の起債を予定しています。

主な特別区債の活用事業

(単位:百万円)

20年度	学校改築(3,910) 学校用地(611)
21年度	学校改築(2,473) 公園整備(726)
22年度	学校改築(2,447)
23年度	庁舎耐震補強(561) 社会福祉施設整備(124) 学校改築(2,847)
24年度	区民施設等建設(74) 公園整備(175) 学校改築(1,457)
25年度	区民施設等建設(59) 公園整備(363) 学校改築(2,488) 社会教育施設建設(352)
26年度	区民施設等建設(71) 社会体育施設建設(1,271)
27年度	区立保育所取得(437) 公園整備(1,541) 学校改築(415) 社会体育施設建設(1,009)
28年度	区営住宅用地(600) 区営シルバーピア用地(1,972) 学校改築(377) 社会体育施設建設(1,980)

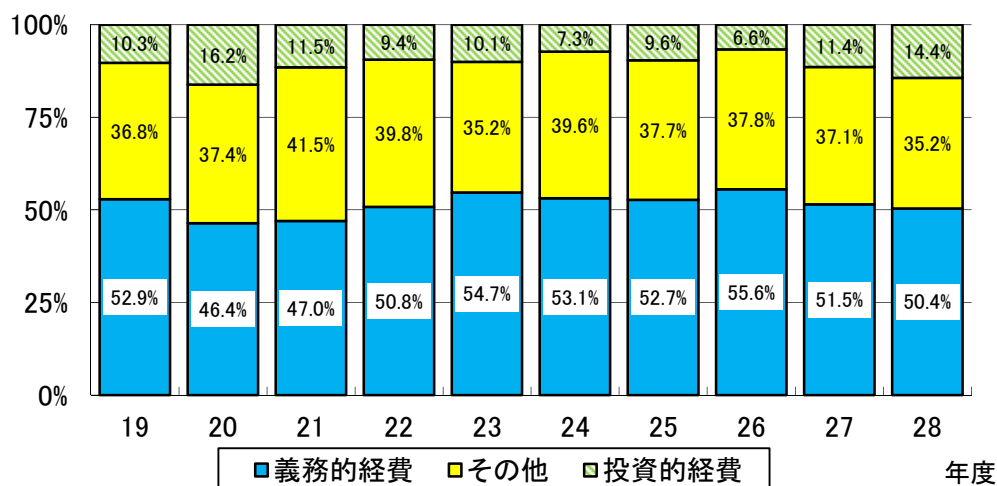
### 3 歳出

#### (1) 性質別構成比の推移

歳出総額に占める義務的経費の構成比割合は、概ね50%を超える高い水準で推移しています。投資的経費の割合は、例年10%前後で推移していますが、平成28年度決算では（仮称）滝野川三丁目公園用地取得費の増などにより、前年度に比べ高い割合となる見込みです。

#### 性質別構成比の推移

（普通会計決算ベース、平成28年度は決算見込み）



歳出総額に占める義務的経費（人件費、扶助費、公債費の合計）の割合は、平成20年度・平成21年度は50%を一旦下回っていましたが、平成22年度以降は50%を再び上回っており、平成28年度決算では50.4%となる見込みです。平成27年度と比較すると約11億円の増となる見込みですが、投資的経費の大幅な増加により、歳出総額に占める割合は1.1ポイントの減となる見込みです。

投資的経費は、滝野川三丁目国有地の取得や赤羽体育館の建設などにより、構成比は平成27年度の11.4%から、平成28年度は14.4%と大幅に増加する見込みです。今後も公共施設の更新需要などの増加が見込まれるため、投資的経費に充てる財源を確保していく必要があります。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）とは・・・

任意に削減し得ないことから、財政の弾力性を判断する材料のひとつとなります。

○人件費は、職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費をいいます。

○扶助費は、生活保護費、児童扶養手当等、法令により、また独自の施策として、直接本人に支給する現金や物品の経費をいいます。

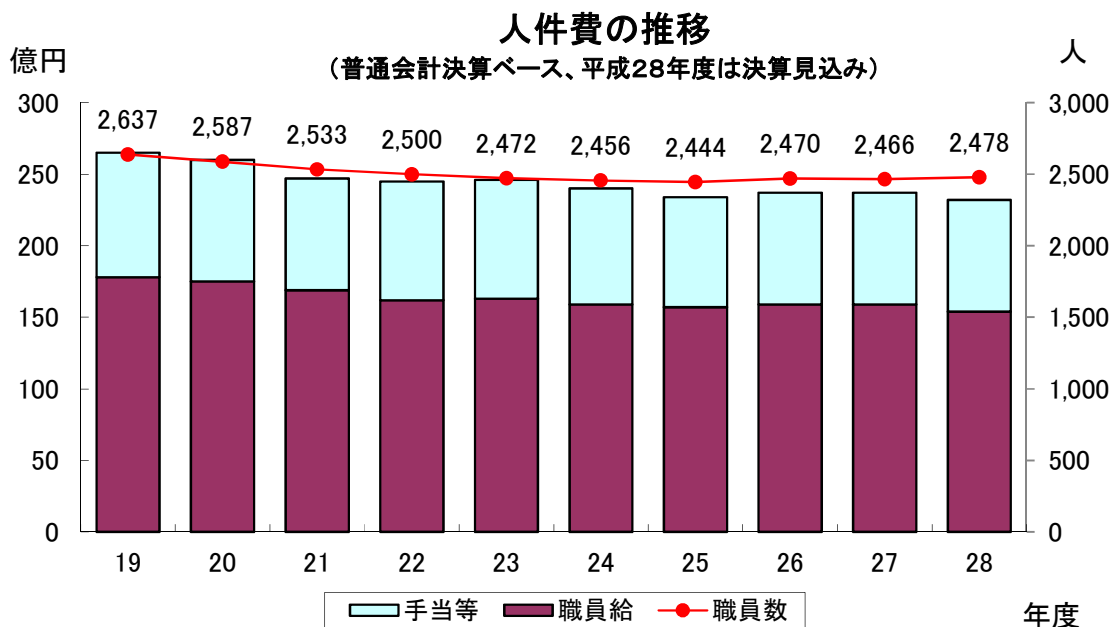
○公債費は、特別区債の元金及び利子の償還金をいいます。なお普通会計上、満期一括償還地方債については、償還財源として減債基金に積み立てた時点で公債費として扱い、満期一括償還時には公債費としないこととされています。

## (2) 義務的経費の状況

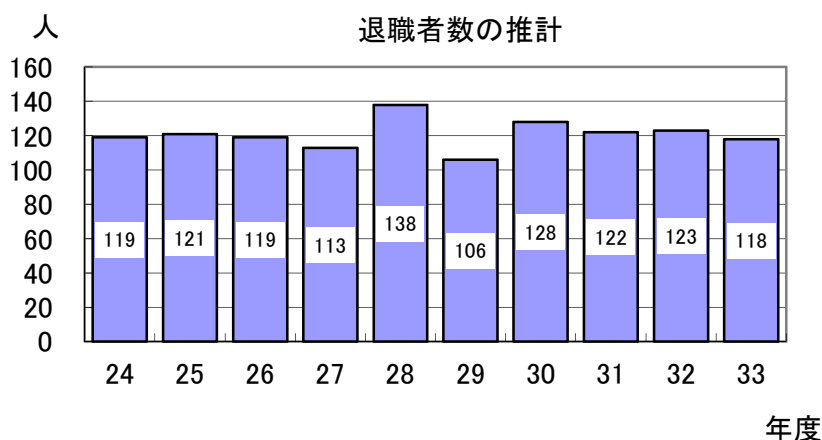
### ①人件費

(参考編P39)

人件費の平成28年度決算は、対前年度比で微減となる見込みです。一方で、職員数は、事務執行体制の充実などにより、前年度から12人の増となっています。



平成28年4月1日現在の職員総数は2,478人で、平均年齢は42.0歳、人件費の平成28年度の決算見込みは約232億1千万円となっています。平成19年度から平成28年度の間で比較すると、「北区経営改革プラン」「職員定数管理計画」等の行政改革の取組みなどにより、159人の職員を削減し、人件費は約32億7千万円の減となっています。なお、平成29年4月1日現在の職員総数は保育所入所児童数の増加に伴う保育士等の採用などにより、対前年度比85人増加し2,563人となり、平均年齢は41.2歳と低下しています。一方で、今後数年間は職員の定年退職が多く、退職手当が高水準のまま推移することが見込まれています。



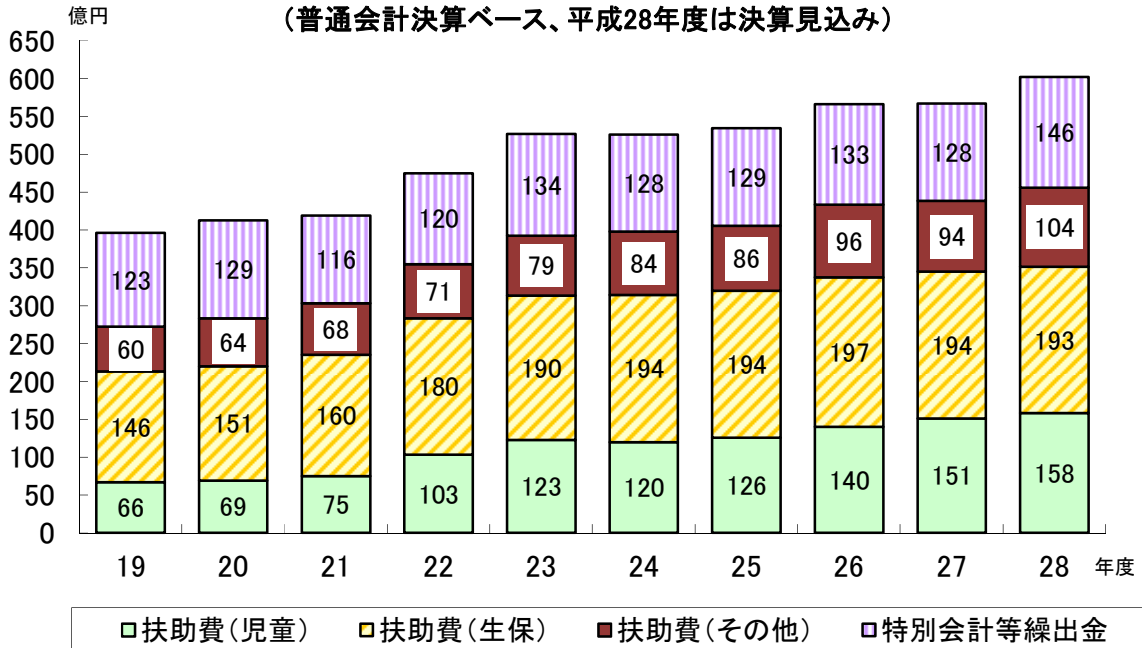
※平成28年度以前は実績、平成29年度以降は平成29年4月1日の職員構成に基づき、勧奨退職等の発生数(過去5年の平均値)を加算して推計しています。

② 扶助費及び特別会計等繰出金の状況

(参考編 P39)

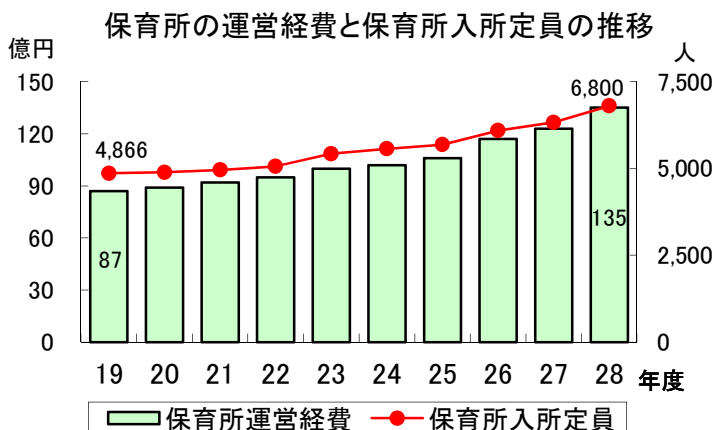
扶助費は、保育所待機児童解消に伴う児童福祉費の伸びや高齢化の進行などにより、年々増加しており、財政圧迫の要因の1つとなっています。また、実質的な義務的経費である特別会計等に対する繰出金も増加傾向にあります。

扶助費と特別会計等繰出金  
(普通会計決算ベース、平成28年度は決算見込み)



扶助費は、保育所待機児童解消対策の推進や、特別区の平均を上回る高齢化の進行などにより、増加傾向が続いています。また、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の各特別会計等に対する繰出金も、医療費の増加などによって引き続き高い水準にあり、両者を加えた実質的な義務的経費は高止まりの状態が続いています。

平成28年度決算見込みでは、扶助費が約455億円、特別会計等繰出金が約146億円となっており、今後さらに北区の財政を圧迫することが懸念されています。なお、平成26年度から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられ、増収分は保育所の待機児童解消対策など、社会保障施策に要する経費に活用しています。



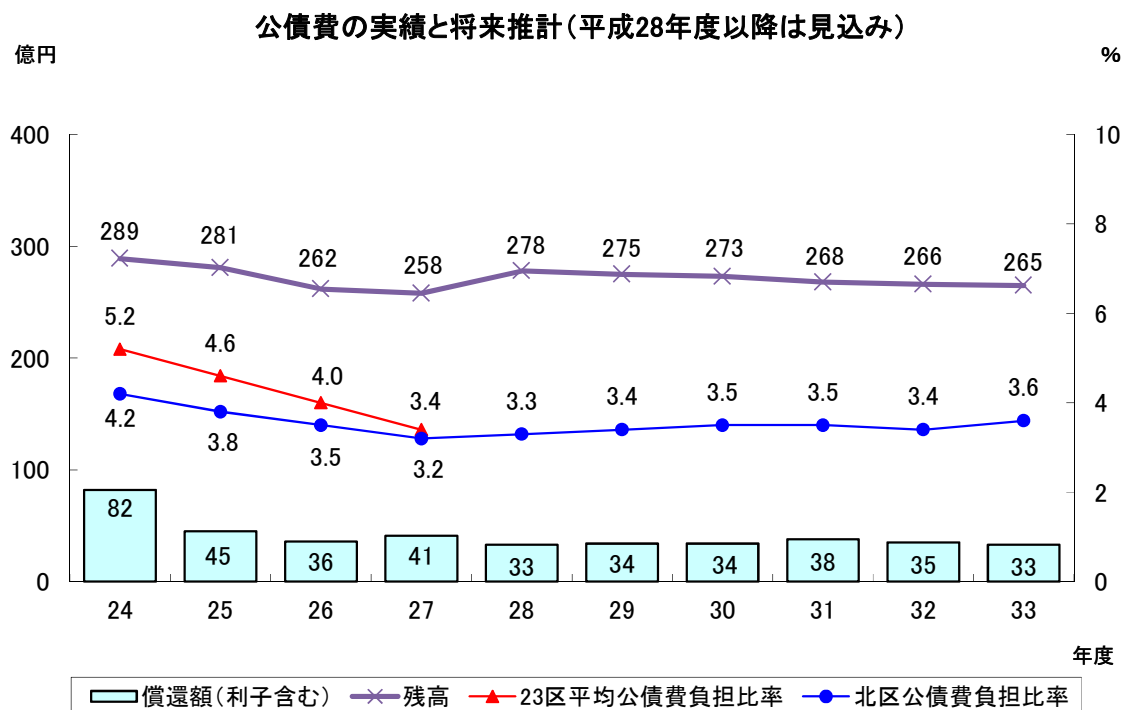
保育所入所定員の10年間の推移をみると、平成19年度の4,866人から、平成28年度では6,800人に達しています。入所定員の増加に伴い、保育所に係る運営経費も増大しています。

※定員は各年度4月1日現在  
※運営経費は、私立保育所、区立保育所、地域型保育事業、私立認定こども園(保育認定部分)の運営経費の合計(区立直営保育所の人件費分を含む)

### ③公債費

(参考編P40)

公債費は、満期一括償還で高くなっている年度を除き、概ね30億円から40億円台で推移しています。今後も小・中学校の改築などをはじめとした、施設の更新需要を抱えており、計画的な特別区債の活用が求められています。



(上記グラフ基礎数値)

平成30年度以降、毎年30億円の特別区債の発行を想定し、試算しています。

(想定発行条件：元利均等、20年償還うち据置3年、年利2.0%)

公債費は、平成24年度以降は概ね30億円から40億円台の償還額となっており、公債費負担比率についても平成27年度は3.2%で、平成26年度に引き続き23区の平均値を下回っています。

なお平成24年度については、赤羽スポーツの森公園用地の公園債の元金39億7千万円を一括償還したため、償還額が高くなっています。

#### 4 区立施設の良い管理運営のために

区内には学校をはじめとして、各種福祉施設、区民センター、社会教育施設など、区民のみなさんにご利用いただいている様々な施設があります。これらの施設の運営には、多額の人件費を要するとともに、良好な状態でサービスを提供するための維持費や修繕費なども多額に上ります。また、少子高齢化の進展に対応した施設配置のあり方も求められる状況にあります。今後も引き続き、指定管理者制度による外部化など、施設に応じた管理運営方法を導入するなど、効率的で多様なサービスの提供に努めていきます。

#### ○主な施設状況（区立）

（平成29年4月1日現在）

施設名	施設数			面積 (建物) m <sup>2</sup>	直営施設の区職員数 (正規・再任用・非常勤・再雇用)
	直営(一部委託を含む)	指定管理・全部委託			
小学校	35	35	0	195,744	72
中学校	12	12	0	97,687	27
図書館※①	15	15	0	14,597	62
保育園	43	29	14	33,466	695
児童館	22	15	7	11,193	102
学童クラブ	62	36	26	5,290	101
ふれあい館※②	21	13	8	13,154	1
特別養護老人ホーム	4	0	4	27,931	0
障害者関係施設※③	7	1	6	11,015	38

※①図書館の施設数等には、中央図書館分室を含みます。

※②ふれあい館の区職員数が直営施設数に満たないのは、併設する地域振興室の職員が一体管理しているためです。

※③障害者関係施設とは、障害者福祉センター・福祉工房・福祉作業所・福祉園をいいます。

#### ○指定管理者の導入施設数

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
導入数	58	28	13	12	3	5	6	3	6	4	1	5	144

※144 施設のうち6施設は廃止、6施設は直営に変更

#### 平成29年度導入施設（5施設）

施設名
赤羽会館
東田端ふれあい館
赤羽体育館
荒川岩淵関緑地バーベキュー場
荒川岩淵関緑地駐車場

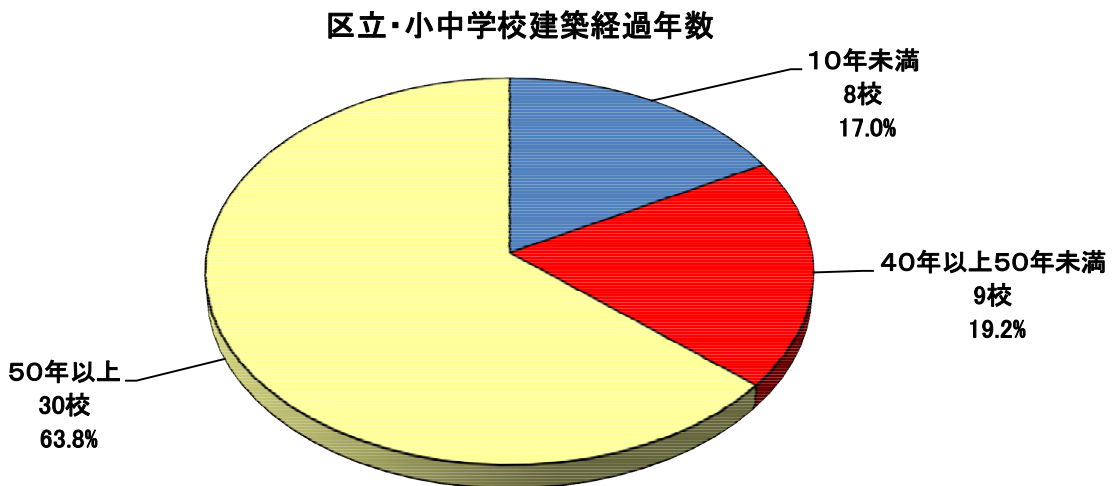
## ○区立施設の建設、改築経過年数

(平成29年4月1日現在)

	小学校	中学校	区民センター	保育園	橋 梁
10年未満	2	6	3	7	2
10年以上20年未満	0	0	4	2	1
20年以上30年未満	0	0	4	0	7
30年以上40年未満	0	0	1	8	8
40年以上50年未満	6	3	0	21	7
50年以上	27	3	0	5	12
合 計	35	12	12	43	37

※小・中学校については鉄筋化されてからの年数を記載しています。

※橋梁には区管理の歩道橋、人道跨線橋、河川橋、公園橋を含みます。



## ○老朽化が進む区立施設

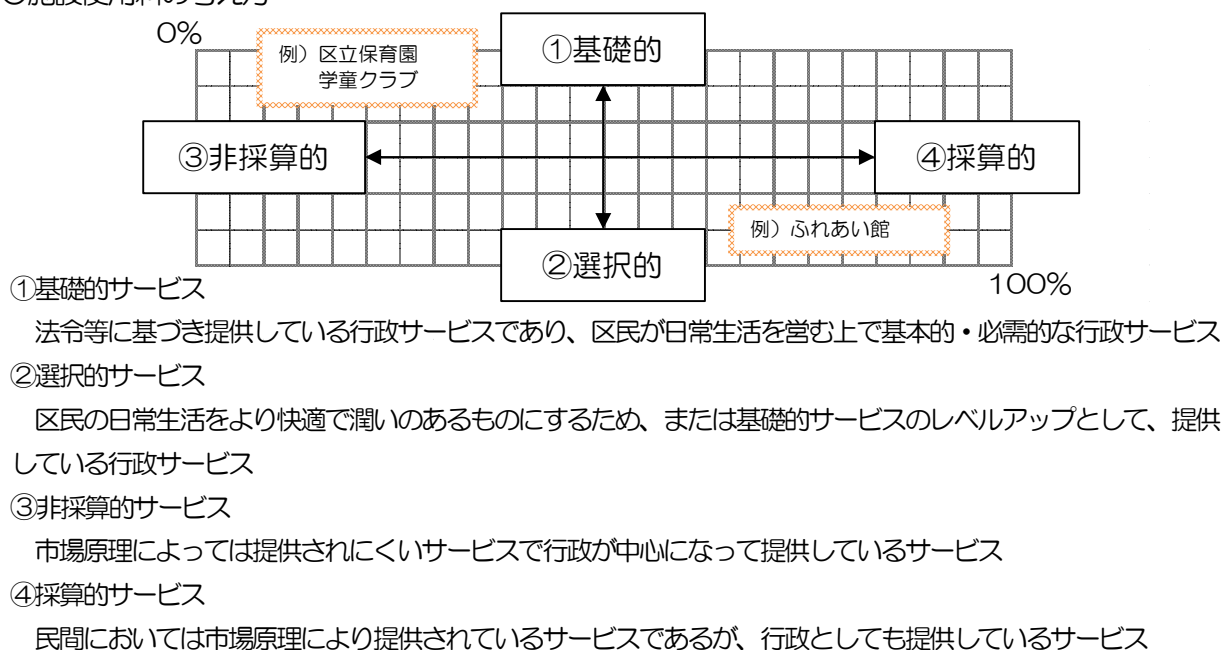
一般に、築30年程度が経過すると大規模改修が、築50年程度が経過すると建替えが必要になるといわれています。区立小・中学校を例にとると、昭和30年代後半から40年代前半に建築された校舎が多く、改築を完了した学校（8校）以外、すべての小・中学校が建築後40年以上を経過しています。平成26年3月に策定した「北区立小・中学校改築改修計画」では、1校あたりの改築経費を26億円と見込んでいましたが、労務単価や建築資材の高騰などにより、現在改築中の学校の改築経費は1校あたり40億円から50億円となっています。その他の区立施設も、半数以上が築30年以上を経過しており、今後は多額の大規模改修費用や更新費用が見込まれます。

扶助費の増加傾向や生産年齢人口の減少に伴う歳入の減少等が予測される中、限られた財源を有効に活用し、必要な行政サービスを提供し続けるために、公共施設等の総量の抑制や事業コスト、維持管理費の削減などに取り組む必要があります。

## 5 受益者負担の考え方

公共施設を利用する際の使用料や負担金として、利用者に負担を求める経費は、光熱水費・維持管理費・人件費など経常的な施設管理に要する経費です。利用者負担率は行政サービスの内容により、基礎的かつ非採算的サービスであるほど低く設定し、選択的かつ採算的サービスであるほど高く設定しています。さらに、施設の性格、利用者と非利用者等の負担の均衡、利用者の負担能力や施設水準にも留意しながら、使用料や負担金の設定を行っています。

### ○施設使用料の考え方



### ○使用料・自己負担金の改定

北区では、使用料・自己負担金について原則として3年ごとに改定を行っています。前回の平成27年度の料金改定にあたっては、受益者負担の適正化を進めるとともに、自主財源の確保、政策的課題の解決、利用者の利便性向上等を目的に、幅広く検討を行いました。その結果、元気ぷらご温水プールやふれあい館の和室利用料金など、6項目の使用料等の見直しを行うとともに、平成26年4月から実施された消費税率の引上げに伴い、消費税分が適正に転嫁されるよう改定を行いました。

なお、平成29年度は平成30年度の使用料改定に向けて、検討を行う予定です。

### ○主な施設の受益者負担と一般財源(28年度決算額)

(単位:千円)

施設名	歳出 ※1			歳入 ※2		
	運営費	人件費	合計	使用料等	国、都補助金等	一般財源
区立保育園	4,891,442	4,225,008	9,116,450	1,107,974 (12.2%)	75,931 (0.8%)	7,932,545 (87.0%)
学童クラブ	296,044	363,952	659,996	118,743 (18.0%)	0	541,253 (82.0%)
ふれあい館	184,104	6,869	190,973	57,476 (30.1%)	0	133,497 (69.9%)

※1 歳出には減価償却分を含んでいない。

※2 歳入の( )は構成比を示す。



## 6 財源の確保、的確な基金の運用をめざして

(参考編P40)

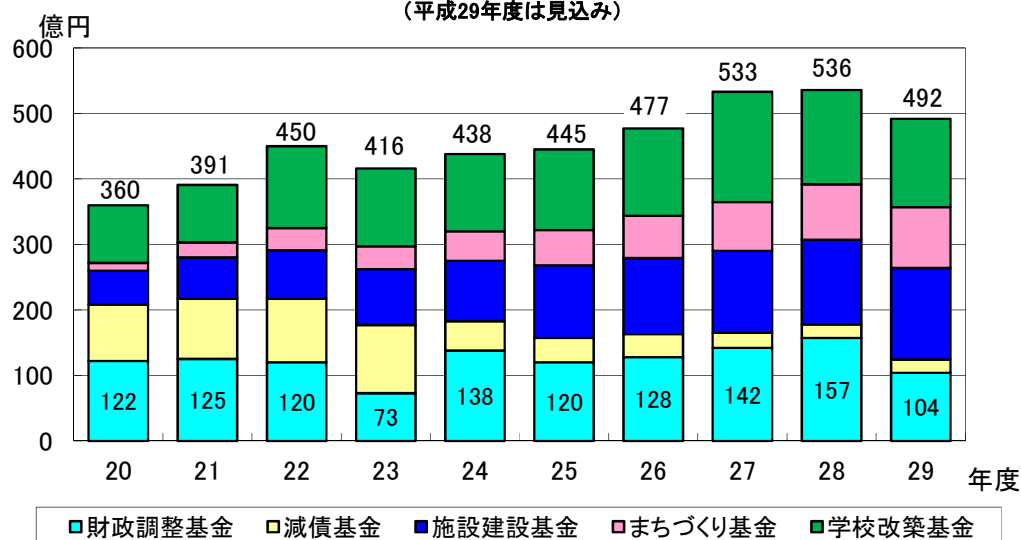
税収等の大きな伸びを期待することが難しい財政状況下では、効率的な行政運営を心がけるとともに、経済変動や将来の財政負担を的確に捉えた、計画的で安定的な財政運営が欠かせません。

景気の変動等による減収にも対応し、安定したサービスの提供を行うための財政調整基金や、特別区債の返済を計画的に行うための減債基金、今後のさまざまな施設計画に備えた施設建設基金などを適切に積み立て活用することが、自立した基礎自治体としての必須の要件です。

さらに北区では、多額の経費を必要とする新庁舎建設や十条のまちづくり、学校改築に備えて、計画的な基金への積立てを行っているほか、学校跡地の売却代金については、平成22年度に旧赤羽台中学校分約41億円を学校改築基金へ、平成24年度に旧富士見中学校分63億円を財政調整基金へ、平成27年度に旧桜田中学校分約39億円を学校改築基金へ積み立てています。

なお、平成13年度からは、前年度の一般会計純剰余金の2分の1を財政調整基金に繰り入れる措置を行っており、経済状況などを踏まえながら、安定的で機能的な財政運営を図るため、的確な基金運用に努めています。

主要5基金残高の推移  
(平成29年度は見込み)



平成28年度末の主要5基金残高は約536億円となり、そのうち、財政調整基金は約157億円となっています。財政調整基金については、平成27年度決算における23区平均残高は約270億円であり、北区は必ずしも高い水準にはありません。

北区を取り巻く財政環境は、市町村民税法人分の一部国税化による特別区交付金の原資の減少や、低金利や税制改正等による各種交付金の減少もあり、今後も予断を許さない状況にあります。

将来を見据えた安定的な財政運営を行っていくためにも、特別区税などの自主財源の確保を図るとともに、財政調整基金等への着実な積立てを行っていく必要があります。

### 第3章 財政収支の現状

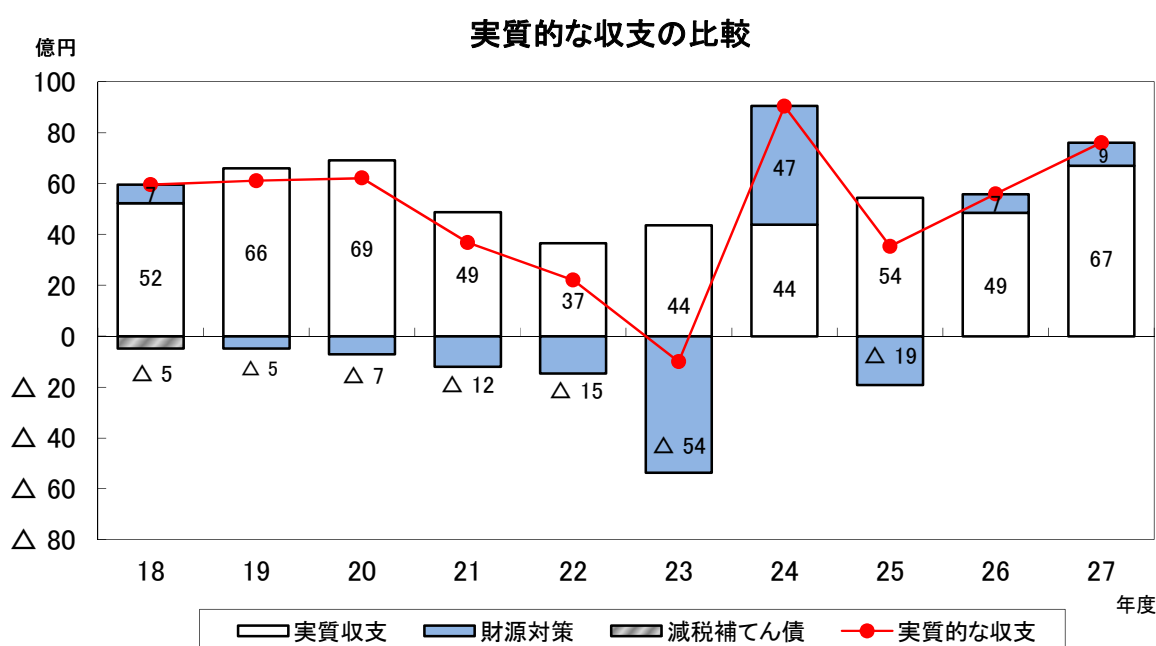
#### 1 財政収支の現状

(参考編 P38)

標準財政規模(※1)に対する実質収支額の割合である「実質収支比率」(※2)は、平成27年度は8.0%でした。

実質収支から財源対策分(※3)を除く「実質的な収支」(※4)では、平成27年度は引き続きプラスとなっていますが、これは景気回復の影響を受けて、歳入一般財源が増加したことにより、財政調整基金の取崩額が減少し、積立額が取崩額を上回ったことによるものです。

なお、財政運営上歳入不足があった場合は、財源対策や減税補てん債(※5)の発行によりその不足分を補てんしていますが、平成18年度から平成27年度までの10年間の累計額では、約116億円にも及んでいます。



※1 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す指標です。実質収支比率等の財政指標を算出するために用いられます。

※2 実質収支比率は以下の式で算出します。

$$\frac{\text{実質収支額 (歳入から歳出及び翌年度に繰り越すべき財源を除いた額)}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※3 財源対策とは、財政調整基金・減債基金の両基金の取崩額から積立額を差し引いた額及び減収補てん債です。

※4 実質的な収支とは、実質収支から財源対策等を差し引いた額です。

※5 減税補てん債とは、特別区税等に係る減税に伴う減収分を埋めるための地方債で、平成6年度から、定率減税の廃止となった平成18年度にかけて発行しました。

## 2 北区の貸借対照表（バランスシート）（平成27年度）

バランスシートとは、一定の時点において区が保有する資産と負債というストック情報を一つの表にまとめたもので、区の財政状況が健全であるかどうかを把握するための財務報告書です。なお、(2)連結バランスシートは、普通会計、公営企業会計、公営事業会計、一部事務組合、広域連合、土地開発公社、第三セクター等を連結対象としています。

### (1) 普通会計貸借対照表（バランスシート）

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1. 公共資産	3,835億円	1. 固定負債	357億円
(1) 有形固定資産	3,712億円	(1) 地方債	218億円
(2) 売却可能資産	123億円	(2) 長期未払金	0億円
2. 投資等	429億円	(3) 退職手当引当金	139億円
(1) 投資及び出資金	1億円	2. 流動負債	72億円
(2) 貸付金	20億円	(1) 翌年度償還予定地方債	30億円
(3) 基金等	397億円	(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金含む）	0億円
(4) 長期延滞債権	14億円	(3) 未払金	0億円
(5) 回収不能見込額	△3億円	(4) 翌年度支払予定退職手当	29億円
3. 流動資産	240億円	(5) 賞与引当金	13億円
(1) 現金預金	235億円	負債合計	429億円
(2) 未収金	5億円	【純資産の部】	
資産合計	4,504億円	純資産合計	4,075億円
		負債・純資産合計	4,504億円

### (2) 連結貸借対照表（バランスシート）

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1. 公共資産	4,062億円	1. 固定負債	380億円
(1) 有形固定資産	3,939億円	(1) 地方債	238億円
(2) 無形固定資産	0億円	(2) 長期借入金	0億円
(3) 売却可能資産	123億円	(3) 長期未払金	0億円
2. 投資等	443億円	(4) 退職手当引当金	142億円
(1) 投資及び出資金	5億円	2. 流動負債	81億円
(2) 貸付金	1億円	(1) 翌年度償還予定地方債	34億円
(3) 基金等	419億円	(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金含む）	0億円
(4) 長期延滞債権	27億円	(3) 未払金	4億円
(5) その他	0億円	(4) 翌年度支払予定退職手当	29億円
(6) 回収不能見込額	△9億円	(5) 賞与引当金	14億円
3. 流動資産	313億円	(6) その他	0億円
(1) 資金	293億円	負債合計	461億円
(2) 未収金等	20億円	【純資産の部】	
資産合計	4,818億円	純資産合計	4,357億円
		負債・純資産合計	4,818億円

※貸借対照表(バランスシート)の詳細については<http://www.city.kita.tokyo.jp/zaisei/kuse/zaise/hokokusho.html>をご覧ください。毎年度9月末頃に前年度分を公表しています。

### 3 北区の財政健全化判断比率の状況（平成27年度）

（単位：％）

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北区の比率	—	—	△3.5	—
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は「—」となります。

#### 【指標の概要】

##### ・実質赤字比率

標準財政規模（※1）に対する実質赤字の割合です。北区の一般会計等（※2）の実質収支額は約67億円の黒字であり、「実質赤字比率」は算定されないため「—」表示となっています。

※1 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す指標です。実質収支比率等の財政指標を算出するために用いられます。平成27年度の北区の標準財政規模は約835億円です。

※2 北区の「一般会計等」とは、一般会計、用地特別会計（予算計上なし）、中小企業従業員退職金等共済事業会計の各会計の合計です。

##### ・連結実質赤字比率

標準財政規模に対する、全会計を対象とした実質赤字額合計の割合です。北区の平成27年度全会計の実質収支額等の合計は約84億円の黒字であり、「連結実質赤字比率」は算定されないため「—」表示となっています。

##### ・実質公債費比率

標準財政規模等に対する実質的な公債費（区の借金の返済金）相当額の割合です。平成25～27年度の平均値を使用しています。

比率は△3.5%となっていますが、北区が交付されていない地方交付税の標準財政需要額に算入されている区債償還経費約66億円を実質的な公債費から差し引いているためです。仮にこれを差し引かないで算定すると4.6%となります。

##### ・将来負担比率

標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合です。北区の将来負担比率は、将来負担額に対する充当可能財源等が上回るため「—」表示となっています。これは、北区が交付されていない地方交付税の標準財政需要額に算入される見込みの区債償還経費約690億円を差し引いているためです。仮にこれを差し引かないで算定すると△14.5%となり、「—」表示となります。

また、充当可能財源には、介護保険料の軽減に用途が限定されている介護保険給付費準備基金や中小企業退職金等共済給付のための基金が入っています。

一方で多額の財源が必要となる学校改築経費やその他の施設の更新経費が将来負担には加算されていません。実際の北区の将来負担額を表しているとは言い切れないものであることに注意が必要です。

## 4 平成27年度決算財政比較分析表

# 平成27年度決算をもとに財政比較分析表をまとめました

各地方公共団体が住民の皆さんの理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、財政運営上の課題をわかりやすくお知らせする必要があります。そこで、総務省は、全国的な取組みとして類似団体間で財政指標を比較した分析表を作成し、公開しています。

このたび、北区の平成27年度の財政分析表をまとめましたのでお知らせします。なお、比較対象の類似団体は特別区(23区)です。

問 財政課 ☎(3908)1105

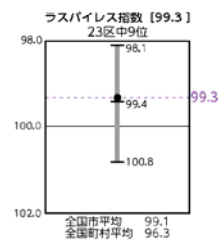
市町村財政比較分析表(平成27年度決算)				
東京都北区	●人口	341,252人	●歳入総額	144,117,928千円
		(H28.1.1現在、住民基本台帳より)		
	●面積	20.61km <sup>2</sup>	●歳出総額	137,206,971千円

※他区の財政比較分析表は東京都総務局行政部のホームページでご覧になれます。  
<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/05gyousei/04kusicousonzaisei.html>

### ④給与水準(国との比較)

ラスパイレス指数は、前年度比で0.9ポイント上昇し、99.3となりました。給与については、特別区人事委員会勧告による特別区共通の給料表を使用しており、今後も特別区として給与体系の中構築を進め、総人件費の抑制に努めます。

ラスパイレス指数：国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与の水準を示す指数です。職員の職種別構成割合または経験年数等の職員構成の状況によっても指数は上下します。

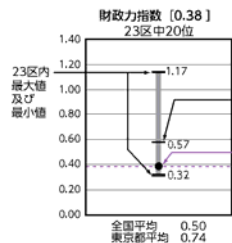


### ①財政力

財政力指数は前年度から0.01ポイント上昇し0.38となり、特別区税の歳入に占める割合が18.9%と23区平均を大きく下回るなど、低い水準で推移しています。一方で、都区財政調整交付金は歳入の34.3%を占め、依存度が高い状況にあります。その要因として、少子高齢化の進展が著しいことが考えられ、ファミリー層などの担税力のある世代の定住化を図り、バランスのとれた人口構成の実現に努めていく必要があります。

23区には、各区の税収入に大きな差があるという特徴があるため、23区間の財源の均衡化を図る仕組みとして都区財政調整制度があります。本来、市町村税である、市町村民税法人分など「調整三税」の一部が各区の財政状況に応じて交付されます。これにより23区の財源の均衡化が図られています。

財政力指数：地方公共団体の財政力を示す数字で、この指数が大きいほど財源に余裕があることを表します。

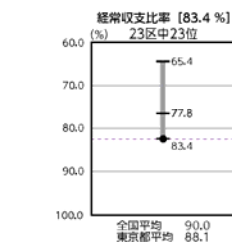


### ②財政構造の弾力性

経常収支比率は、前年度から2.7ポイント低下し83.4%となりました。これは、保育所待機児童解消を図るため保育所定員を拡大したことによる扶助費の増などにより、経常的な経費に充当した一般財源等が増加したものの、地方消費税交付金や特別区税等の増による経常的一般財源等の増加がそれを上回ったことによるものです。

引き続き、収納対策の充実や「北区経営改革プラン2015」の実行に全力を挙げて取り組み、適正水準とされる70~80%の範囲に収めるよう努めます。

経常収支比率：この数値が大きくなるほど、新たな施策に対応する余地が少なくなり、財政構造の弾力性が失われることとなります。一般に70~80%が適正水準と考えられています。

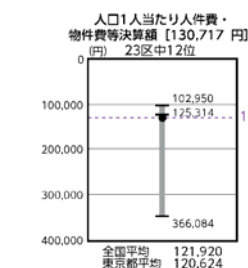


### ③人件費・物件費等の状況

人口1人当たりの人件費・物件費等決算額は、マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)対応に伴うシステム改修費等の増による物件費の増により、前年度比1.8%増加し、130,717円となりました。維持補修費については、施設の経年劣化により今後増加していくことが見込まれますが、「公共施設再配置方針」による公共施設の総量削減を推進するとともに、計画的な維持保全に努め、適切な管理を行っていきます。

人口1人当たり人件費・物件費等決算額：人件費、物件費等の行政運営に係る基本的コストを表す指標です。

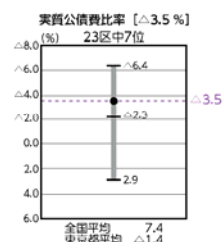
※人件費、物件費及び維持補修費の合計です。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、返還金はきみません。



### ⑥公債費負担の状況

実質公債費比率は、特別区債(区の借入)償還額が減少傾向にあることなどにより、前年度比0.6ポイント低下し、23区平均を1.2ポイント下回っています。今後も学校改築などで特別区債発行が見込まれますが、引き続き将来負担への影響に配慮し、計画的な活用を図るとともに、減債基金への積立てを継続し、償還財源を確保していきます。

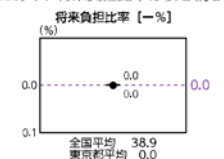
実質公債費比率：地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、この数値が低いほど公債費負担が健全であることを示します。実質公債費比率が18%以上の団体は、起債に許可が必要とされます。



### ⑦将来負担の状況

特別区債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額等を含めた将来負担額に対して、基金などの充当可能財源が上回っている状態にあり、将来負担率は引き続き算定されませんでした。今後も特別区債の発行等にあたっては、財源措置の有無などを勘案し適正な活用にあつては、将来負担率は引き続き算定されませんでした。今後特別区債の発行等にあたっては、財源措置の有無などを勘案し適正な活用にあつては、将来負担率は引き続き算定されませんでした。

将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。



北区ニュース(平成29年5月20日号)から

## 第4章 区民福祉の向上のために……北区の取り組むべきこと

### 1 平成29年度予算編成方針

国の経済情勢の先行きが不透明な状況においても、区政が直面している多くの重要課題に対して、積極的な取り組みを進めるため、「北区基本計画2015」に基づく2つの最重要課題と3つの優先課題を中心に、「北区中期計画（平成29年度～31年度）」を踏まえた、新たな事業の構築やレベルアップを図りました。

特に、保育所待機児童解消、十条駅、王子駅周辺をはじめとした本格化するまちづくりの一層の推進、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた事前キャンプ誘致や外国人旅行者のための環境整備などに積極的に取り組み、「北区版総合戦略」に掲げる北区の個性や魅力を内外に発信するための施策の充実も行いました。

平成29年度は、新庁舎建設に向けて、新たな一歩を踏み出します。そして、区民の誰もが地域への愛着を持つことができる「人が輝く、まちが輝く、未来が輝く 心るさと北区」づくりを目指し、未来に向け着実な歩みを進める予算とします。

### 2 平成29年度当初予算の特徴と重点分野

#### (1) 予算の特徴

政府の経済見通しでは、日本経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復が期待されていますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動による影響が懸念されています。また、国の平成29年度の税収は、円安を反映した税収増が期待されているものの、平成28年度の税収が法人税を中心に減収となり、前年度実績を下回る見込みであるなど、先行きは不透明な状況となっています。

一方、北区では、緩やかな景気回復や人口増加により、特別区民税は4年連続で増加しており、資産の有効活用や特定目的基金への積立てなどにより、計画事業等の実現に向けた財政対応力は高まっています。

しかしながら、歳入の約3分の1を特別区交付金に依存している状況は変わらず、財政調整基金の残高は十分とは言えません。また、国の法人税収の減少は、特別区交付金の主要財源である市町村民税法人分にも影響することから、平成29年度以降の特別区交付金の確保については厳しくなることが予想されます。

こうした状況の中、少子高齢化への対応をはじめ、本格化するまちづくりの一層の推進や、新庁舎の建設と公共施設の更新など、区政が直面している多くの重要課題に対して、積極的な取り組みを進めていく必要があります。

そのため、平成29年度予算編成では、「北区基本計画2015」に基づく2つの最重要課題と3つの優先課題を中心に、「北区中期計画（平成29年度～31年度）」を踏まえた新たな事業の構築やレベルアップを図りました。特に、保育所待機児童解消、十条駅、王子駅周辺をはじめとした本格化するまちづくりの一層の推進、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた事前キャンプ誘致や外国人旅行者のための環境整備などに積極的に取り組み、「北区版総合戦略」に掲げる北区の個性や魅力を内外に発信するための施策の充実も行いました。

平成29年度は、新庁舎建設に向けて、新たな一歩を踏み出します。そして、区民の誰もが地域への愛着を持つことができる、人が輝く、まちが輝く、未来が輝く、魅力ある北区づくりを目指し、未来に向けた着実な歩みを進める予算としました。

## (2) 3つの優先課題などへの取組み

### ① 「地震・水害に強い安全・安心なまちづくりに全力」で取り組むこと

首都直下地震や都市型水害等に対し、まちの安全性を高めるとともに、区民一人ひとりの命を守るための取組みを推進し、地域防災力の向上を図ります。

まず、国や東京都による熊本地震の検証や気象災害等にかかわる災害対策の見直しと整合を図りながら、「北区地域防災計画」の改定に取り組めます。

地震対策では、災害発生時に特に重要となる飲料水確保のため、給水車を新たに2台購入するとともに、自主防災組織に配備しているスタンドパイプについて、消火栓に接続して飲料水を直接飲用できるようにする緊急用簡易給水栓を配備します。また、不燃化特区内の木造住宅居住者に対する感震ブレーカーの無料配布を行い、あわせて、避難行動要支援者世帯に対する感震ブレーカー等の取付支援を開始します。さらに、震災時の家屋被害の認定調査や、り災証明の発行などを行う「被災者生活再建支援システム」を構築します。

水害や土砂災害への対策では、滝野川地区における石神井川の水位・雨量観測システムと同報系防災無線の連動による近隣住民への速やかな情報発信を行うためのシステム改修を行うとともに、洪水ハザードマップを出水期までに全世帯に配布します。また、高さ2mから5mまでのがけや擁壁等を調査する取組みに着手します。

### ② 「長生きするなら北区が一番」を実現すること

高齢者になっても誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らしていけるよう、北区版地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者の活力を活かした就労やいきがいづくりに取り組むとともに、介護と医療の連携や認知症施策の推進に努めます。また、健康寿命のさらなる延伸を図るため、若い世代に向けた健康意識の啓発に取り組めます。

まず、地域保健福祉の推進の基本理念を定めた「地域保健福祉計画」改定や、平成28年度に実施した高齢者の生活実態等を把握するためのアンケート調査結果などを踏まえた「高齢者保健福祉計画」と「第7期介護保険事業計画」を策定するとともに、「第5期北区障害福祉計画」とあわせて、「障害児福祉計画」を策定します。

高齢者や障害者の在宅時の安心をさらに確保するため、見守り・緊急通報システムのオプションとして「安否確認センサ」を導入します。また、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者に対する心身障害者福祉手当の支給を開始します。

高齢者の住まいの確保では、(仮称)区営シルバーピア赤羽北を平成29年8月に開設するとともに、引き続き(仮称)区営シルバーピア滝野川三丁目の設計を進めます。また、特別養護老人ホームについては、平成29年4月に赤羽北さくら荘を開設するとともに、(仮称)浮間こひつじ園と(仮称)王子みずほの開設に向けた建設費補助を行います。

介護と医療の連携や認知症施策では、高齢者あんしんセンターサポート医や認知症初期集中支援チームの体制の充実に取り組めます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス提供のため、「いきいき生活援助サービス(区独自訪問型サービス)」を開始するとともに、区全域を担当する生活支援コーディネーターを配置し、生活支援体制の整備・充実を図ります。

健康づくりでは、平成30年度より開始予定の生活習慣病予防のためのスマートフォンアプリを活用した「ウォーキングポイント事業」の実施準備や、20代から40代の区民を対象とした「健康チェック事業」を実施します。

### ③ 「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにする

子育て世代の多様なニーズに応えるため、認可保育所や小規模保育所の整備などにより、平成29年4月に898人、平成30年4月に778人の保育定員の拡大に取り組むとともに、施設型病児保育を東京北医療センターにおいて平成29年7月から開始します。また、区内初の幼保連携型認定こども園「さくらだこども園」を開設し、保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもを対象に、充実した就学前教育を実施します。学童クラブについては、新設等による定員拡大を行うとともに、育成時間の午後7時までの延長を全学童クラブに拡大します。さらに、産後の育児負担の軽減と育児不安の解消を図るために、「産後ショートステイ事業」を開始します。また、子どもの未来応援事業の取組みとして、区役所内に「(仮称)ひとり親家庭等相談コーナー」を設置して、ひとり親世帯等に対する相談員による総合相談を開始します。

教育の分野では、北区初の施設一体型小中一貫校の設置に向けた、全体構想を策定します。また、「学力フォローアップ教室」や「夢サポート教室」などによる確かな学力の定着と向上に引き続き取り組むとともに、「家庭教育力向上アクションプラン」に基づく取組みを推進します。さらに、中学生海外交流事業の拡充によりグローバル人材を育成するほか、スクールカウンセラーや教育支援ボランティアの拡充を行い、児童・生徒、教員への支援体制を強化します。

学校改築については、なでしこ小学校、稲付中学校、田端中学校、浮間中学校の改築、王子第一小学校の基本設計のほか、飛鳥中学校の改築に向けた検討を行うとともに、引き続き、旧桜田小学校の改築ステーションとしての整備に取り組めます。リフレッシュ改修については、滝野川第二小学校の設計と改修、浮間小学校と堀船小学校の設計に取り組めます。また、全小学校の理科室に空調機を3年間で設置することとし、平成29年度は滝野川地区を中心に8校で設置します。あわせて、小・中学校へのタブレット端末導入や防犯カメラの設置に引き続き取り組み、教育環境のさらなる充実を図ります。

### ④ 本格化するまちづくりの一層の推進

本格化するまちづくりの推進に向けて、「都市計画マスタープラン2020」の策定に着手します。十条駅周辺のまちづくりでは、十条駅西口地区市街地再開発事業のさらなる推進を図るとともに、十条駅付近連続立体交差事業の鉄道附属街路にかかる都市計画手続きと測量を行います。王子駅周辺については、新庁舎の建設用地を確定し、新庁舎整備に向け着実な足がかりをつけるとともに、「王子駅周辺まちづくりランドデザイン」に基づく、「(仮称)王子駅前整備計画」の検討に着手します。

密集住宅市街地整備促進事業では、十条駅東側地域において、新たに中十条三丁目地区及び上十条一丁目、中十条一丁目、岸町二丁目の一部地区を事業対象地域として拡大するとともに、(仮称)上十条一丁目防災ふれあい広場や(仮称)滝野川一丁目児童遊園の整備工事を行います。

駅周辺のバリアフリー化整備では、板橋駅周辺について、滝野川桜通りの第一期工事に着手するとともに、田端駅前の昇降施設整備の詳細設計を行います。また、板橋駅、北赤羽駅、駒込駅のエレベーター設置や京浜東北線の赤羽駅、王子駅のホームドア整備工事に、関係機関と連携・協力して取り組んでいきます。

橋梁の整備では、十条跨線橋の架替えに伴う鉄道施設への影響度調査や、新田橋の架替えに向けた仮設橋設置工事に引き続き取り組みます。また、十条跨線橋にかかる駅前広場の整備について、JR側と協議を継続していきます。

放置自転車対策では、赤羽駅東口の東本通りにコイン式自転車駐車を整備するとと



もに、王子駅北口自転車駐車場を改修して、収容可能台数を増加します。

#### ⑤ 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた北区の魅力の発信

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、ハード・ソフトの両面からスポーツ推進に取り組み、「トップアスリートのまち・北区」の実現を目指していきます。

ハード面では、スポーツ施設等のバリアフリー化として、北運動場や赤羽スポーツの森公園競技場のバリアフリー化工事を行うとともに、北本通りから北運動場までの歩道に点字ブロックを敷設します。また、23区唯一の障害者専用スポーツ施設である東京都障害者総合スポーツセンターに隣接する中央公園トイレのバリアフリー化工事等を行います。さらに、外国人観光客等に対応するため、乗降客数の多い赤羽、王子、田端の各駅前公衆トイレの洋式化や内装リフォームに順次取り組みます。

ソフト面では、ボランティア育成として、スポーツボランティア養成講座や初級障害者スポーツ指導員養成講習会を開催するとともに、商店街に外国人旅行者を呼び込むため、無料公衆無線LAN環境の整備に対する助成を行います。また、東洋大学と連携した北区らしいおもてなしの研究を進め、平成29年度は小売店版コミュニケーションボードを作成します。さらに、東京2020大会の1000日前を記念したカウントダウンイベントを赤羽体育館で開催し、大会に向けた気運醸成を図るとともに、事前キャンプの誘致活動を進めるため、外国の選手団に対し区立スポーツ施設や北区の個性・魅力を紹介する外国語版のPR冊子を作成します。

#### ⑥ 北区版総合戦略を踏まえた「ふるさと北区」の推進

平成28年3月に策定した「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて、生まれ・育ち・住んで良かったと思える「ふるさと北区」を実現するため、5つの基本目標に基づき、事業の充実と推進を図っていきます。

「子育てするなら北区が一番」をより実感できるようにするため、引き続き保育所の待機児童解消に努めるほか、「産後ショートステイ事業」の開始や区役所内への「(仮称)ひとり親家庭等相談コーナー」の設置により、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します。

「女性」・「若者」・「高齢者」の活躍を応援する取り組みでは、女性が活躍する環境づくりとして、育児休業中の女性対象の「職場復帰準備セミナー」、離職中の女性対象の「再就職準備セミナー」、中小企業経営者向けの「女性活躍推進セミナー」を開催します。また、町会・自治会による一人暮らし高齢者等への地域見守り・支え合い活動に対する補助を充実し、地域で支えあうしくみづくりを推進します。

「創造へのチャレンジ」による地域産業活性化の取り組みでは、区内でのコミュニティビジネスによる起業を促進するため、区内の空き店舗を活用して起業した場合の家賃補助と専門家による支援を行う「コミュニティビジネスチャレンジショップ支援事業」を実施するとともに、中小企業が若手従業員育成のため、外部有料セミナーに従業員を参加させるための費用助成を開始します。

まちづくりの一層の推進を図り、北区の個性や魅力を発信するための取り組みでは、十条や王子駅周辺まちづくりの推進、商店街に対するスタンドパイプ配備による地域防災力の向上、東京北区観光協会と連携した情報発信、北区を訪れる外国人旅行者のための無料で利用可能な公衆無線LANの整備など、北区を内外にアピールできる戦略的なシティプロモーションを推進します。

他自治体と共に発展できる取組みでは、「友好都市交流協定締結20周年記念イベント」を開催するとともに、新たな連携・交流事業や友好都市交流協定締結に向けた検討などを行います。

### (3) 計画的な財政運営（歳入の確保と歳出の見直し）

財政状況の先行きが不透明であり、「北区中期計画（平成29年度～31年度）」の施策実現のための歳出規模の増大が見込まれる中、「北区経営改革プラン2015」の項目を中心に、事業の廃止を含めた既存施策の見直し、外部化のさらなる推進、学校施設跡地や遊休地の有効活用、受益者負担の適正化などに責任をもって取り組み、安定的な財源の確保に努め、簡素で持続可能な行財政システムを確立していきます。

基金の計画的な活用については、小・中学校の改築や改築ステーション整備、十条駅西口地区市街地再開発事業や特別区債償還のための繰入れを行うほか、財政調整基金から約73億円を繰り入れ、5基金合計で約109億円を活用します。一方、多額の経費を必要とする新庁舎建設や十条駅周辺のまちづくりへの備えのほか、学校改築事業の計画的かつ着実な推進のため、それぞれの基金に10億円を積み立てます。

特別区債については、小・中学校の改築や道路整備事業に約29億円を活用します。

歳入の確保については、特別区民税や各種保険料などの収納率のさらなる向上を図るとともに、国や東京都の補助金などの特定財源確保にも努め、各課の連携を深めて、総力を挙げて取り組みます。

## 3 地方消費税率引上げ分の社会保障施策の取組み

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられ、増収分は、社会保障4経費（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策）を含む社会保障施策に要する経費に充てられます。

平成29年度予算における北区の地方消費税交付金は、消費税率引上げ前の平成25年度当初予算対比で25億4,900万円の増を見込んでおり、約6億1,200万円を保育所の待機児童解消や学童クラブにおける育成時間の拡大対応など社会保障の充実に係る経費に、約19億3,700万円を生活保護法に基づく保護費や国民健康保険低所得者保険料軽減措置など社会保障の安定化に係る経費にそれぞれ活用していく方針です。

区 分	充当額	主な事業
社会保障の充実	6億1,200万円	保育所の待機児童解消事業 学童クラブにおける育成時間の拡大対応 障害者グループホーム整備 など
社会保障の安定化	19億3,700万円	生活保護法に基づく保護費 国民健康保険低所得者保険料軽減措置 介護保険会計への繰出金 など

## 4 終わりに

政府の経済見通しでは、日本経済は、雇用・所得環境が引き続き改善し、民需を中心とした景気回復が期待される一方、海外経済や金融資本市場の変動等によるリスクにも留意が必要とされています。

北区においても、保育所待機児童解消、十条駅、王子駅周辺をはじめとした本格化する街づくりの一層の推進など区民生活に直結した多くの課題に直面しています。

こうした状況下ではありますが、今後も魅力あふれる「ふるさと北区」の実現を目指し、自立した基礎自治体として、区民との協働により区民ニーズを踏まえ、そして、将来を見据えた行財政運営を心がけてまいります。

コ ラ ム

## コラム1 都市計画交付金について(1)

都市計画交付金は、本来、基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が、特別区の区域では都税とされているため、特別区が行う都市計画事業の財源を確保するために設けられている制度です。

この都市計画交付金は、平成12年の都区制度改革において積み残された、いわゆる「主要5課題」の一つであり、「都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分を行うこと」を平成17年度までの都区協議の検討課題として確認し、平成18年度の都区財政調整協議では、「財源配分の検討は今後の課題」として整理したにもかかわらず、東京都は、この平成18年度の都区協議において、「市街地再開発事業（再開発組合等への助成）」を新たに対象事業に加えたことで、都市計画交付金の課題は解決済みとの認識を示しており、その後の協議には応じていません。

また、近年は、東京都における都市計画税の収入は増加傾向にあり、都市計画税の収入総額に占める都市計画交付金予算の割合は8%台後半で推移しており、東京都と特別区が行う都市計画事業の実績に見合ったものとはなっていません。

このように、現行の都市計画交付金の制度には、いくつかの課題がありますので、ここでは、都市計画交付金の現状と課題、特別区の主張や対応などについて、まとめてみました。

### ◇都市計画交付金の現状と課題

#### 1 都市計画事業の実績に見合う配分になっていません

都区の都市計画費の決算割合は、概ね7：3であるにもかかわらず、都市計画税に占める都市計画交付金の割合は約9%に過ぎません。

○都市計画交付金予算額が都市計画税に占める割合（平成24年度～28年度の5か年平均）

都市計画交付金予算額（194億円）／都市計画税（2,213億円）＝8.8%

○特別区の都市計画費執行割合（対都区合計執行額）（平成22年度～26年度の5か年平均）

特別区の都市計画費（636億円）／都区合計の都市計画費（2,310億円）＝27.5%

⇒特別区の都市計画費執行割合から試算する特別区に配分される都市計画交付金の適正規模

都市計画税（2,213億円）×特別区の都市計画費執行割合（27.5%）＝609億円

#### 2 都市計画交付金の交付対象事業が制限されています

都市計画税は、基礎自治体が行う都市計画事業又は土地区画整理事業に充てるための市町村目的税であり、都市計画法第4条第15号に定める都市計画事業すべてに充当できるにもかかわらず、都市計画交付金においては、限定された事業のみを交付対象としています。

##### 【都市計画交付金の交付対象事業】

- ① 都市計画道路整備事業
- ② 都市計画公園整備事業（面積1ha以上10ha未満のもの）
- ③ 連続立体交差化事業
- ④ 市街地再開発事業（公共施設管理者負担金）
- ⑤ 市街地再開発事業（再開発組合等への助成）
- ⑥ 土地区画整理事業
- ⑦ 防災街区整備事業
- ⑧ 火葬場整備事業

## コラム1 都市計画交付金について（2）

### 3 都市計画税で賄われるべきものまで、一般財源である特別区交付金で賄っています

都市計画交付金対象事業の事業費から国庫支出金等を除いた地方負担分は、都市計画交付金と特別区交付金（都区財政調整交付金）で全額措置されることになっていますが、都市計画交付金の交付率は25%（±10%）にとどまり、残りの75%（±10%）は、地方債収入相当額として都区財政調整制度の基準財政需要額に算入されています。

つまり、特別区の共有財源である都区財政調整交付金の一部が、都市計画交付金のいわゆる裏財源として活用されているため、結果として、都区財政調整制度で算定できる需要を圧迫する要因になっています。

#### ◇東京都に対する要望

特別区長会は、毎年度、「都の施策及び予算に関する要望書」において、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、特別区が行う都市計画事業をより計画的に推進できるよう、都市計画交付金の改善を東京都に要望しています。

##### (1) 都市計画事業の実績に見合う配分

都市計画税が、本来、基礎自治体の行う都市計画事業の財源であることを踏まえ、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分となるよう増額すること。

##### (2) 全都市計画事業の交付対象化

交付対象事業や面積要件等、限定基準を設けることなく、全都市計画事業を交付対象とすること。また、平成26年の国の都市計画運用指針改正趣旨を尊重し、少なくとも、指針に沿った既存の都市計画施設の改修・更新を交付対象とすること。

##### (3) 交付率の上限撤廃等の適切な改善

交付率の上限の撤廃や実績と乖離して算定されている工事単価の引き上げ等、適切な改善を図ること。

#### ◇平成29年度都区財政調整協議後の都市計画交付金の状況と今後の対応

近年の都区財政調整協議では、都側は、「都市計画税が地方税法により都税となっている以上、（都市計画交付金については）従前どおり財調協議ではなく、都の予算により対応していく」として協議に応じず、まったく議論が進捗していない状況にあり、平成29年度都区財政調整協議においても、具体的な議論には至っていません。

一方、平成29年度の東京都予算における都市計画交付金は200億円となり、5年ぶりに5億円の増額となりました。また、既存の都市計画施設の改修・更新を都市計画交付金の対象とすることについても、事業認可を前提に対象とする方向で検討が進められています。

このように、都市計画交付金についての特別区のこれまでの主張が反映されている点もありますが、依然として、都市計画交付金の意義等については認識に齟齬があり、区側としては、引き続き、東京都に対して協議を求めていくとともに、あらゆる機会を通じて主張していきます。

また、平成29年度都区財政調整協議において区側が主張してきた「都区財政調整協議とは別に、都市計画税の活用・配分の仕方、都市計画決定権限についての協議体を都区協議会の下に設置すること」についても、国への法改正要望も視野に入れて、特別区長会として、東京都に要望していきます。

## コラム2 消費税率引上げと税制改正による区財政への影響について（1）

少子高齢化等の影響による社会保障関係費の増加を受け、社会保障と税の一体改革が進められることとなり、平成26年4月には、消費税率が5%から8%に引き上げられ、その増収分は、全額、子育て支援を含めた社会保障の充実・安定化に充てられることとなりました。その後、消費税率の引上げは、経済情勢等を踏まえて2回延期されていますが、平成31年10月には消費税率が10%になる予定です。

一方、平成26年4月の税制改正においては、自治体間の財源調整の手段として、地方税である法人住民税法人税割の一部が国税化され、その全額を地方交付税の原資とする見直しが行われましたが、消費税率10%への引上げの際には、さらなる国税化が予定されています。

また、近年は、返礼品を目的とした「ふるさと納税」が増えており、平成27年度から適用されている「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の影響もあり、特別区民税の減収に大きな影響を及ぼしています。

ここでは、消費税率引上げと主な税制改正による区財政への影響などをまとめてみました。

### 消費税率引上げ分は社会保障財源として活用しています

上記のとおり、消費税率引上げに伴う増収分は、すべて、社会保障の充実・安定化に向けることとされており、国においては、消費税率8%時点で8.2兆円、消費税率10%時点では14兆円の増収を見込んでおり、その内訳は下表のとおりとなっています。

この増収分については、一定の基準に基づき、地方消費税交付金として北区に交付されており、平成28年度においては約33億2,000万円が社会保障財源分として交付され、社会保障の充実や安定化に活用しました。

なお、23区全体での消費税率引上げに伴う増収は、特別区長会事務局の試算では、平成29年度（消費税率8%）で964億円、消費税率10%への引上げ段階では1,652億円になるものと見込まれており、区の歳入増加にも大きく寄与しています。

このように、消費税率の引上げは、北区における少子高齢化の様々な課題解決と、「子育てするなら北区が一番」、「長生きするなら北区が一番」の施策実現に資する、社会保障財源の安定的な確保に大きな意義を有しています。

#### 【国の予算における消費税増収分の活用内訳】

内 訳	29年度 (消費税率8%時)	満年度 (消費税率10%時)
社会保障の充実	1.35兆円	2.8兆円
消費税率引上げに伴う社会保障4経費 (年金、医療、介護、少子化対策)の増	0.37兆円	0.8兆円
基礎年金国庫負担割合2分の1	3.1兆円	3.2兆円
後代への負担のつけ回しの軽減	3.3兆円	7.3兆円
合 計	8.2兆円	14兆円

※端数処理のため合計額が合わない場合があります。

## コラム2 消費税率引上げと税制改正による区財政への影響について（2）

### 法人住民税の一部国税化により財源が失われています

法人住民税（市町村民税法人分）は、法人が地方自治体から受ける行政サービスの対価として負担を求めている自治体固有の財源であります。特別区においては、東京都が賦課・徴収し、都区財政調整制度における特別区交付金（都区財政調整交付金）の原資である調整三税の一つとなっています。

この法人住民税については、平成26年4月の消費税率8%への引上げにあわせて、地域間の税源偏在を是正し、自治体間の財源調整を図る手段として、その一部が国税化され、既に東京からは地方法人関係税で約1兆3,000億円の財源が失われており、特別区長会事務局の試算では、23区全体で平成29年度には628億円、消費税率10%への引上げ段階では1,000億円を超える減収が見込まれています。

このような法人住民税の一部国税化により、特別区交付金の原資が減ることは、特別区交付金への依存割合が高い北区の財政運営には大きな影響を及ぼすものであり、消費税率の引上げによる地方消費税交付金の増収分に相当する特別区交付金の減収となる見込みであることから、看過できない状況になっています。

### ふるさと納税の返礼品競争は特別区民税収入の減少につながっています

ふるさと納税は、自分が選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、所得税と住民税からの税額控除が受けられる制度であり、平成20年度の税制改正で導入されましたが、近年は、返礼品を目的とした寄附が増えており、生まれ故郷やお世話になった地域を応援するという、ふるさと納税の本来の趣旨を逸脱することになっています。

また、平成27年度の税制改正により、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が導入され、国が負担すべき所得税控除分まで、地方自治体の個人住民税控除で負担することになっており、地方交付税交付団体であれば一部が補填されるものの、特別区は地方交付税の不交付団体であることから、国から何らの財源補填もなされず、税収の純減という結果を招いています。

このような状況において、23区全体の「ふるさと納税による特別区民税の減収額（寄附金控除額）」は、特別区長会事務局の試算では、平成28年度には約130億円（平成27年度の5.4倍）、平成29年度には約207億円（平成28年度の1.6倍）となる見込みとなっており、北区でも平成28年度には約2億7,000万円（平成27年度の5.6倍）、平成29年度には約3億5,000万円（平成28年度の1.3倍）となる見込みとなっています。

### ◇その他の税制改正による区財政への影響

上記のような税制改正のほかにも、「法人実効税率の引下げ」、「企業版ふるさと納税」の導入、「地方消費税の清算基準の見直し」など、各年度において、様々な税制改正が行われ、区の歳入減少に少なからぬ影響が出ています。

#### 【区の歳入減少につながる主な税制改正内容と23区への影響額（特別区長会事務局試算）】

内 容	28年度	29年度	30年度	31年度	区財政への影響
法人実効税率の引下げ	△83億円	△110億円	△95億円	△96億円	法人住民税の減による 特別区交付金の減
企業版ふるさと納税	△7.7億円	△7.7億円	△7.7億円	△7.7億円	特別区民税の減
地方消費税の清算基準見直し		△73億円	△73億円	△73億円	地方消費税交付金の減

## コラム2 消費税率引上げと税制改正による区財政への影響について（3）

### ◇税源偏在是正議論についての特別区の主張（平成28年度版・抜粋）

法人住民税の一部国税化、法人実効税率の引下げ、ふるさと納税など、区財政に大きな影響を及ぼしている税制改正に対しては、特別区長会として、以下のような主張を行っています。

#### I 法人住民税の国税化は地方税の根本原則に反しています

法人住民税は、法人の地域での活動、また、そこで働く人々の生活を支える様々な行政施策を展開するために負担を求められている自治体固有の財源であり、法人住民税の国税化（地方交付税原資化）は、受益と負担に基づく応益課税という地方税の原則から完全に逸脱しています。

#### II 税源偏在の是正は従来の国税による地方交付税の財政調整機能により行われるべきです

地域間の税源偏在については従来の国税による地方交付税で調整されるべきであり、法人住民税国税化（地方交付税原資化）以前の調整状況では東京における人口一人あたりの収入はほぼ全国平均です。

#### III ふるさと納税は本来の趣旨に立ち返って考えるべきです

寄附を建前としながらも税源偏在是正の目的が明白であり、また、各自治体の返礼品が過熱しているため、本来の「ふるさと」を応援するという趣旨から逸脱しています。

#### IV 代替財源なき法人実効税率の引下げは、将来に深刻な影響を及ぼします

法人実効税率の引下げは、国・地方を通じた法人関係税収が、地方自治体の行政サービスを支えるうえで貴重な財源であることを踏まえ、国の責任において、確実な代替財源を確保することが必要です。

### ◇国の動きと今後の対応

特別区長会は、毎年、「国の施策及び予算に関する要望書」において、法人住民税の一部国税化の早期見直しや、法人実効税率の引下げ等、地方財政に影響を与える税制改正を行う場合の国の責任による確実な代替財源の確保を求めています。

また、平成29年3月には、特別区長会会長から総務大臣あてに「ふるさと納税」に関する要望を行い、「返礼品競争の是正」、「ふるさと納税ワンストップ特例制度適用による個人住民税控除分の国負担への是正」、「税源偏在措置の国の責任による実施」などを求めました。

このような特別区の要望に対し、国は、「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品送付の見直し」、「寄附額の3割以下に返礼割合（返礼品の調達価格の割合）を制限する」など、ふるさと納税の返礼品送付等に関する通知を総務大臣名で都道府県知事あて発出しました。

ふるさと納税については、この国通知を踏まえた他自治体の今後の動向を見守るとともに、引き続き、23区が連携して、本来の趣旨に立ち返った対応を国に求めています。

また、法人住民税のさらなる国税化だけでなく、各年度の税制改正により、今後も区財政への影響が懸念されますので、引き続き、国の動向には十分注視するとともに、必要に応じて、特別区長会を通じて、国に改善を求めています。



### コラム3 新たな公会計制度の導入について

地方財政の状況の厳しさが増す中で、財政の透明性を高め、区民の皆様や議会等に対する説明責任をより適切に果たすことの重要性が高まっています。こうした中、新たな公会計制度について、国の研究会で議論が進められ、地方公共団体における固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する基準が示されました。北区においても、国が示すスケジュールを踏まえて制度を導入しますが、ここでは、新たな公会計制度の意義や考え方をまとめてみました。

#### ◆ 新たな公会計制度導入の意義 ◆

##### 1. 目的

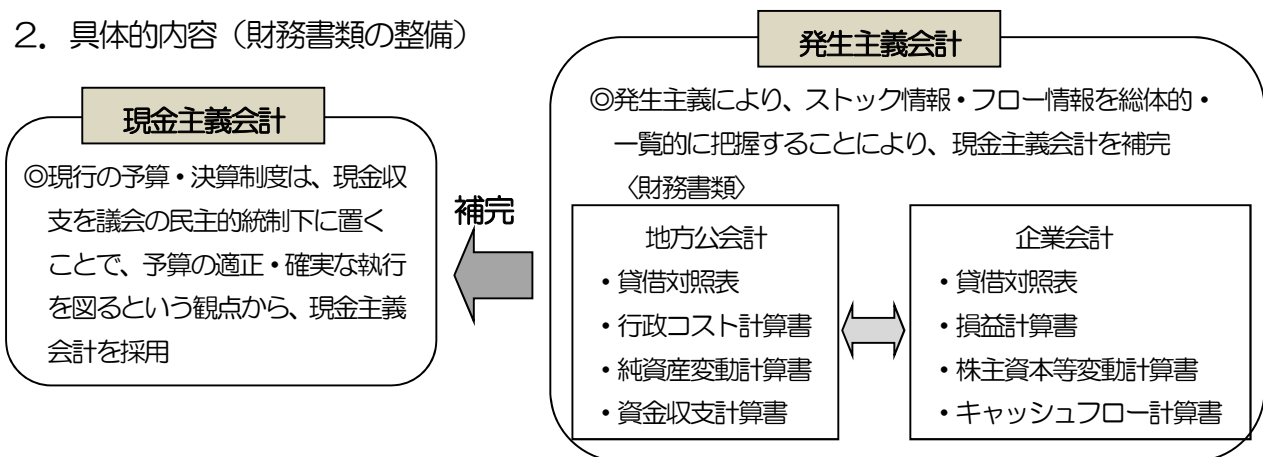
###### ①説明責任の履行

住民や議会などに対して、財務情報を分かりやすく開示します。

###### ②財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に活用します。

##### 2. 具体的内容（財務書類の整備）



##### 3. 財務書類整備の効果

###### ① 資産・負債（ストック）の総体的・一覽的把握

・資産形成に関する情報（資産・負債のストック情報）を明示します。

###### ② 発生主義・複式簿記による正確な行政コストの把握

・見えにくいコスト（減価償却費、退職手当引当金など各種引当金）を明示します。  
 ・事業別、施設別等のより細かな単位でフルコスト情報での分析が可能となります。

###### ③ 公共施設マネジメント等への活用

・固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能となります。

※ 更に、統一的な基準により財務書類を整備することで、団体間での比較が可能となります。

#### ◆ 統一的な基準による公会計の整備促進 ◆

○平成22年9月から総務省の研究会で議論が進められ、平成26年4月に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。

○その後、平成27年1月には「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、当該基準による財務書類等を原則として平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成するよう総務省から要請が行われています。

➡ 北区では、平成29年度決算の公表に向けて、固定資産台帳の内容精査や開始時貸借対照表の作成・分析等を行っていきます。

# 参 考 編

# 1 主な財政指標

(1) 人口の推移 (本文P1) (平成32年以降は推計)

(単位: 人・%)

		S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年
総数	北 区	425,274	413,656	388,154	366,831	352,415	331,613
	東京都	11,109,453	11,392,619	11,422,630	11,612,356	11,698,060	11,598,634
14歳以下	北 区	84,633	85,343	76,769	65,153	48,838	38,346
	構成比	19.6	20.3	19.2	16.8	13.9	11.6
65歳以上	東京都	2,357,260	2,557,549	2,436,045	2,155,242	1,777,415	1,521,495
	構成比	21.2	22.5	21.3	18.6	15.2	13.1
14歳以下	北 区	22,686	27,910	32,930	37,960	44,468	52,595
	構成比	5.4	6.7	8.6	10.5	12.6	15.9
65歳以上	東京都	575,989	708,955	871,163	1,024,763	1,215,356	1,486,560
	構成比	5.2	6.2	7.6	8.8	10.4	12.8

		H12年	H17年	H22年	H27年	H32年	H37年
総数	北 区	319,484	316,211	318,711	322,079	329,738	336,822
	東京都	11,750,351	12,161,029	12,591,643	12,880,144	13,382,097	13,295,992
14歳以下	北 区	32,658	30,324	31,053	32,601	35,095	37,787
	構成比	10.2	9.6	9.7	10.1	10.6	11.2
65歳以上	東京都	1,430,154	1,445,820	1,489,947	1,525,911	1,413,029	1,288,289
	構成比	12.2	11.9	11.8	11.8	10.6	9.7
14歳以下	北 区	61,469	69,969	78,244	85,261	86,497	82,639
	構成比	19.2	22.1	24.6	26.5	26.2	24.5
65歳以上	東京都	1,822,748	2,176,162	2,557,714	2,917,663	3,216,447	3,273,660
	構成比	15.5	17.9	20.3	22.7	24.0	24.6

※各年1月1日現在住民基本台帳人口(外国人を除く)

北区の平成32年以降は北区行政資料集(平成28年9月発行)による

東京都の平成32年以降は東京都世帯数の予測(平成26年3月発行)による

(2) 納税義務者の推移 (本文P6、7) (平成29年度以降は推計)

(単位: 人)

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
特別徴収	83,989	83,183	84,218	85,953	87,093	90,442	103,177	103,819
普通徴収	72,647	74,082	74,449	84,178	84,240	84,215	70,553	67,408
計	156,636	157,265	158,667	170,131	171,333	174,657	173,730	171,227

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
特別徴収	103,769	104,141	107,171	110,080	115,599	121,745	135,581	139,240
普通徴収	65,890	64,617	65,027	64,247	62,080	60,612	50,147	49,981
計	169,659	168,758	172,198	174,327	177,679	182,357	185,728	189,221

(3) 普通会計決算の推移

(単位：億円)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
歳入総額	1,304	1,274	1,295	1,317	1,336	1,314	1,441
歳出総額	1,240	1,234	1,244	1,269	1,280	1,264	1,372

(4) 形式収支（普通会計）

歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたものです。

(単位：億円)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
北 区	64.0	40.1	50.7	48.2	56.1	50.6	69.1

(5) 実質収支（普通会計）（本文P20）

形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものです。

(単位：億円)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
北 区	48.8	36.6	43.6	43.9	54.4	48.5	67.0

(6) 実質収支比率（普通会計）（本文P20）

標準財政規模に対する実質収支額の割合を実質収支比率といいます。財政運営上どの程度の実質収支が適当であるかは財政規模などにより異なりますが、概ね実質収支比率で3～5%程度が適当とされています。

(単位：%)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
北 区	5.6	4.4	5.5	5.7	7.2	6.1	8.0

(7) 実質的な収支額（本文P20）

実質収支から財源対策を差し引いたものです。

財源対策とは財政調整基金・減債基金の両基金の取崩額から積立額を差し引いた額及び減収補てん債です。

(単位：億円)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
北 区	36.8	22.0	△10.0	90.4	35.3	55.9	76.0

(8) 実質単年度収支（普通会計）

当該年度のみの実質収支である単年度収支から、財政調整基金への積立てや取崩しなどの措置がなかった場合に、単年度収支が実質的にどのような額になったか示すものです。

(単位：億円)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
北 区	△49.8	△41.9	△57.7	43.5	△29.5	△25.0	8.1

(9) 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように簡単に縮減することが困難な義務的経費や、地方公共団体が活動するために必要な経常的経費に、特別区税や財政調整交付金を中心とする経常一般財源が、どの程度使われているかによって、財政構造の弾力性を測定しようとするものです。

\* 経常収支比率＝経常的経費に充当された一般財源等÷経常的に収入された一般財源等

この数値が大きくなるほど、新たな施策に対応する余地が少なくなり、財政構造の弾力性が失われていることとなります。一般に70～80%が適正水準と考えられています。

(単位：%)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
北 区	84.7	86.7	89.1	89.4	87.6	86.1	83.4
23区	82.1	85.7	86.4	85.8	82.8	80.7	77.8

※平成27年度経常収支比率を区別で見ると、60%台が2区（港区、渋谷区）、70%台が13区（千代田区、品川区、中央区、江戸川区、足立区、江東区、中野区、文京区、豊島区、葛飾区、目黒区、大田区、杉並区）、80%台が8区（世田谷区、台東区、新宿区、荒川区、練馬区、板橋区、墨田区、北区）となっています。

※平成24年度までの数値は減税補てん債及び臨時財政対策債発行可能額を分母に加えた率です。

(10) 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）構成比の推移（普通会計）

(本文P13～15)

(単位：%)

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人 件 費	21.9	20.9	19.9	19.8	19.8	18.9	18.3	18.8	17.3
扶 助 費	22.5	22.7	24.4	28.7	31.5	31.4	31.7	34.2	32.0
公 債 費	8.5	2.8	2.7	2.2	3.5	2.9	2.7	2.5	2.2
計	52.9	46.4	47.0	50.8	54.7	53.1	52.7	55.6	51.5

※計欄は端数処理のため、一致しない場合があります。

(11) 公債費負担比率 (本文P15)

財政の健全性を示す指標で、「公債費に充当される特別区税等の一般財源」が「歳出総額に充当される特別区税等の一般財源」に占める割合です。

(単位：%)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
北 区	3.5	3.7	3.2	4.8	4.2	3.8	3.5	3.2
23区	6.0	5.8	5.0	6.1	5.2	4.6	4.0	3.4

年 度	H28	H29	H30	H31	H32	H33
北 区	3.3	3.4	3.5	3.5	3.4	3.6

※平成28年度以降は推計値です。

※平成27年度公債費負担比率が一番高い区は中野区で9.7%、一番低い区は千代田区、中央区、港区で1.1%となっており、北区は低い方から13番目の比率です。

(12) 主要5基金取崩し状況

(単位：億円)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
財政調整基金	30.0	30.0	70.0	20.0	50.0	20.0	15.0	20.0	72.7
減債基金	10.0	10.0	10.0	68.0	23.0	16.0	23.0	13.0	16.0
施設建設基金				3.5		6.0	2.1	6.9	0.1
まちづくり基金				0.2	0.7				1.7
学校改築基金	1.0	5.2	6.4	2.1	5.8		4.2	24.7	18.8
計	41.0	45.2	86.4	93.8	79.5	42.0	44.3	64.6	109.3

※平成29年度は当初予算額

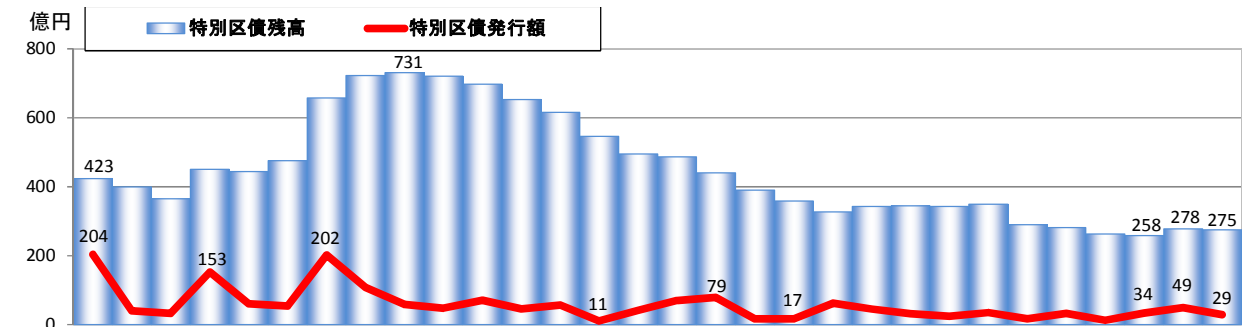
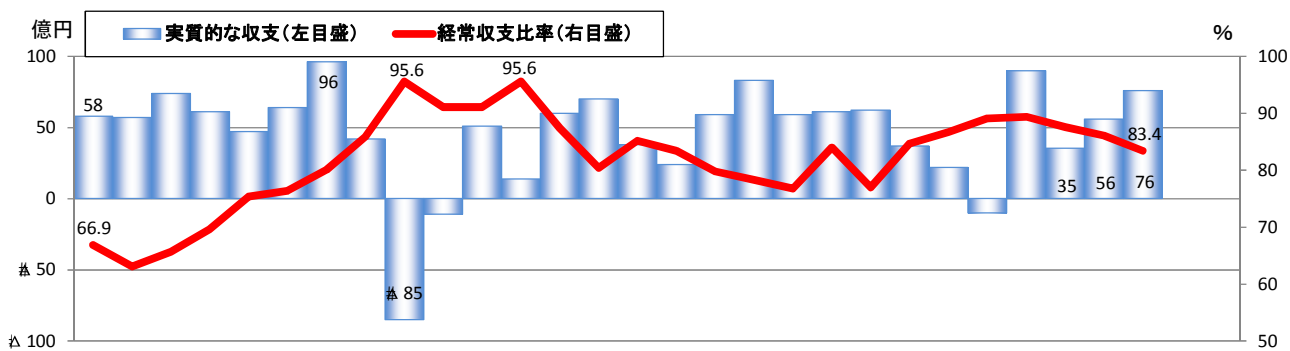
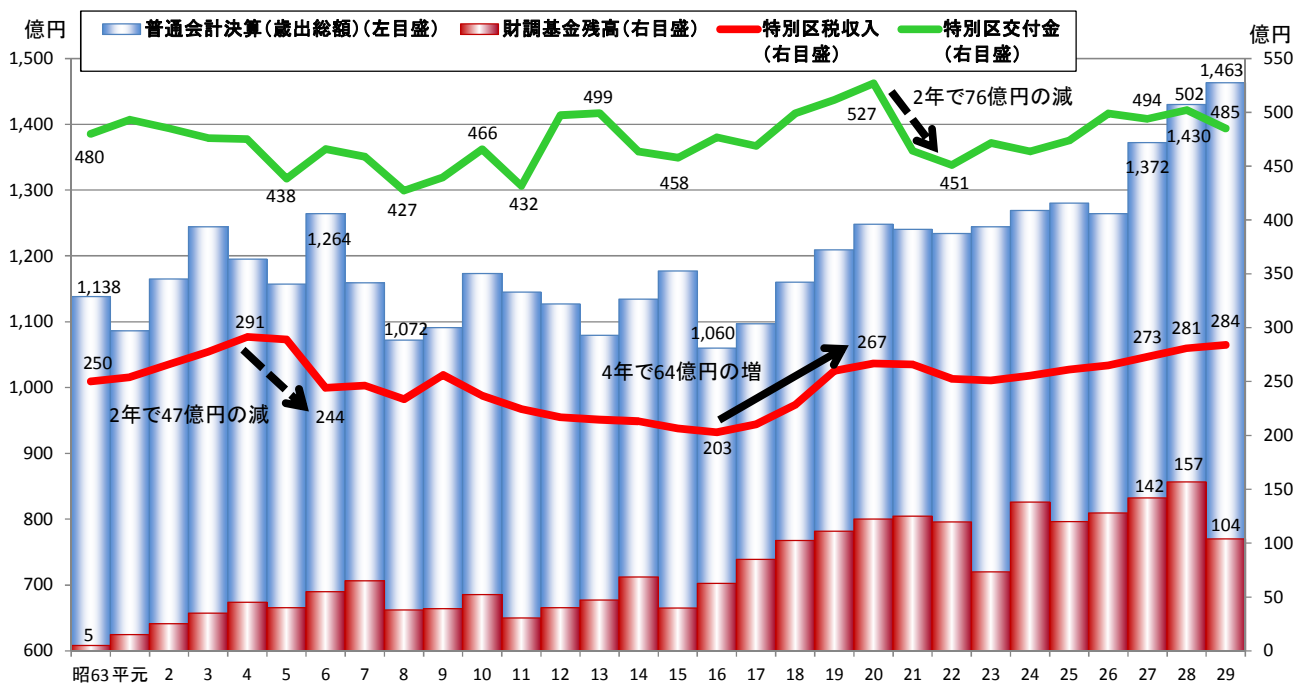
(13) 主要5基金残高の推移 (本文P19)

(単位：億円)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
財政調整基金	124.9	119.6	73.2	138.2	120.2	128.2	142.1	157.2	103.8
減債基金	92.0	97.0	104.0	45.0	37.0	35.5	23.3	21.2	20.2
施設建設基金	63.0	74.0	85.0	92.0	110.6	115.7	124.7	128.9	139.8
まちづくり基金	23.0	34.0	34.9	45.0	54.4	64.5	74.7	84.8	93.2
学校改築基金	88.0	125.0	119.0	118.0	122.7	133.0	168.4	144.0	135.4
計	390.9	449.6	416.1	438.2	444.9	476.9	533.2	536.1	492.4

※平成29年度は平成28年度決算に基づく見込み額

(14) 北区財務年表



年度	昭63	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			
主な出来事		消費税率3%導入					先行減税の開始		「ふるさと北区財政白書」発行開始	地方消費税5%へ引上げ		北区緊急財政対策		「北区のバランスシート」発行開始							三定比率一減体税改革による税源移譲	リーマンショック											法人住民税率8%へ引上げ 国保税化

※ 普通会計決算(歳出総額)の平成28年度は見込額、平成29年度は予算額  
 ※ 特別区税収入、特別区交付金の平成29年度は予算額

## 2 都区財政調整関連指標（北区）

### （1）特別区交付金の推移（本文P10）

（単位：億円）

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
計	464	451	471	464	474	499	494	502
普通交付金	450	439	448	442	449	478	476	479
特別交付金	14	12	23	22	25	21	18	23

### （2）基準財政需要額と基準財政収入額（本文P9）

基準財政需要額は、各区が合理的かつ妥当な水準において標準的な行政を行うために必要とされる額（＝「あるべき財政需要額」）です。

基準財政収入額は、各区の財政力を合理的に測定するため、特別区の標準的な税収入の一定割合により算定された額です。

（単位：千円）

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
需 要 額	77,735,152 (11,149,677)	79,876,836 (12,289,975)	74,528,476 ( 7,847,351)	70,185,352 ( 6,270,289)	71,203,839 ( 5,915,355)
収 入 額	28,311,052	29,170,360	29,570,237	26,258,084	26,375,818
差 引	49,424,100	50,706,476	44,958,239	43,927,268	44,828,021

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
需 要 額	70,302,848 ( 6,764,146)	71,560,392 ( 7,664,686)	75,944,467 ( 9,843,196)	79,498,053 (11,062,882)	80,499,766 ( 9,811,252)
収 入 額	26,131,835	26,697,473	28,142,330	31,890,284	32,636,190
差 引	44,171,013	44,862,919	47,802,137	47,607,769	47,863,576

※（ ）は投資的経費（内数）です。

※「差引」は、普通交付金の額と一致します。



### 3 主要事業分析

区の事業について財源分析を行っています。その中から、いくつかの事業を取り上げてみます。（平成28年度決算ベース）

（注1）財調（都区財政調整の基準財政需要額）については、財調上の事業区分と区の事業が必ずしも一致しないため推計値となっています。

（注2）自由財源とは、区独自の事業や、財調上の標準的な算定を上回る事業に対し区が充当している税等の一般財源をいいます。

（単位：千円）

【 総 務 費 】			
<b>区民自主防災組織育成費</b>		<b>地域生活安全環境整備事業費</b>	
	<u>47,183</u>		<u>28,274</u>
（一般財源）財調	19,585	（特定財源）都支出金	10,408
自由財源	27,598	諸収入等	33
		（一般財源）財調	10,172
		自由財源	7,661
【 福 祉 費 】			
<b>子ども医療費助成費</b>		<b>放課後子ども総合プラン推進事業費</b>	
	<u>1,328,975</u>		<u>537,966</u>
（特定財源）諸収入等	798	（特定財源）国・都支出金	56,541
（一般財源）財調	904,776	諸収入等	102
自由財源	423,401	（一般財源）財調	67,658
		自由財源	413,665
【 衛 生 費 】			
<b>予防接種費</b>		<b>区民健康診査費</b>	
	<u>1,042,430</u>		<u>335,952</u>
（特定財源）国・都支出金	15,918	（特定財源）都支出金	24,698
諸収入等	49,445	（一般財源）財調	29,584
（一般財源）財調	807,075	自由財源	281,670
自由財源	169,992		
【 土 木 費 】			
<b>狭あい道路拡幅整備事業費</b>		<b>街路照明LED化事業費</b>	
	<u>364,153</u>		<u>114,028</u>
（特定財源）国庫支出金	27,141	（一般財源）財調	0
都支出金	22,569	自由財源	114,028
（一般財源）財調	126,691		
自由財源	187,752		
【 教 育 費 】			
<b>私立幼稚園等保護者負担軽減事業費</b>		<b>交通安全対策費</b>	
	<u>307,030</u>		<u>115,319</u>
（特定財源）都支出金	88,537	（一般財源）財調	78,373
（一般財源）財調	0	自由財源	36,946
自由財源	218,493		

平成29年度

## ふるさと北区財政白書

平成29年6月発行

刊行物登録番号 29-1-015

編集・発行 北区政策経営部財政課

〒114-8508 北区王子本町1-15-22

TEL(3908)1105 (ダイヤルイン)